

# 史跡 安田城跡 環境整備事業報告書

— 史跡等活用特別事業「ふるさと歴史の広場」—



1993年3月

富山県 婦中町教育委員会

## 序

昭和52年11月に第1次の発掘調査をは場整備事業に先立って実施して以来、今まで史料や伝承などが形として現れたことにより、安田城跡の存在を裏付けることとなりました。婦中町では、安田城跡を保存するために土地所有者及び関係者の協力を得て国史跡の指定を昭和56年2月23日に受け、用地取得を国庫補助金により昭和56年から60年にかけて実施しました。また、史跡を整備するために昭和59年11月に第1回の安田城跡環境整備策定委員会を開催しました。

その後、平成2年度文化庁の「ふるさと歴史の広場」事業に採択されたあと、平成4年度にかけて整備事業を実施してきました。16年の歳月を経てようやく完成することができました。史跡整備を行うまで多くの方々の協力と努力によって直接史跡に触れ、中世への歴史探訪ができるようになりました。この史跡整備は今後の文化財保存行政のモデルとして高く評価できるものと確信しております。そして、この史跡へ多くの方々が訪れ、文化財へのご理解を深めていただき活用していただければ幸いと思っています。

平成5年2月

婦中町長 森野 義博

## 発刊にあたって

立山連峰が一望出来る緑したたる田園と長い歴史、伝統ある丘陵の美しい自然の中で培われてきた婦中町。その北西部にある安田地区に、ほ場整備事業が進められるに先立って昭和52年より発掘調査が進められ、貴重な城跡のある事が確認されました。

この貴重な城跡は戦国時代末期の城で全国的にも数少ない平城であることから、昭和56年2月23日に国の「史跡安田城跡」として指定されました。

この文化遺産を後世に伝え、教育的に活用したり、広く一般の方々に親しんでいただくために史跡の環境整備事業を推進してまいりました。ここに、「安田城歴史の広場」をはじめ、「資料館」「土器展示館」等の施設を設置して、史跡安田城跡を少しでも多く方々に、見て触れて文化財に親しむ歴史学習の場として活用していただきたいと思っています。

おわりに、本事業を進めるにあたり、土地所有者並びに関係者の方々のご協力、そして文化庁、富山県教育委員会に対しまして心からお礼申し上げます。

平成5年2月

婦中町教育委員会

教育長 清水 信義

## 史跡安田城跡環境整備終了にあたり

昭和52年11月と昭和53年6月の調査から、安田地内に貴重な城跡が確認されたと聞き、非常に関心がありました。県内でも中世の城郭がありますが、この様に遺跡が明確に見られるのはないのです。その後、婦中町から史跡安田城跡環境整備計画策定委員の要請がありまして、微力ながら協力させていただくことになりました。

策定委員会では、史跡「安田城跡」を町はどのような利用を考えているのか、又この城の性格をもっと明確にする必要があるのではないか。そして城跡と周辺との関連を考慮に入れて整備計画を立てていくことを策定委員会で協議を重ねました。この城跡は、戦国時代末期の城としての特徴、近世の城とのイメージが重ならないよう、又できるだけ忠実に復原することが大切であり、そのためにも発掘調査を十分にしていただくことを議論してきました。

安田城の整備事業は、なにかと限られた中での事業であるため、必ずしも十分とは言える内容ではありませんが、それぞれの担当がこの整備事業に積極的に取組み、その英知と努力の結果であることをご理解していただきたいと思います。

今後、この史跡を十分活用していくには、その運営と管理面の充実にかかってきます。全国的にも数少ない中世の平城を整備された婦中町に期待しております。

最後に、藤原武二委員を始め各策定委員の方々、元奈良国立文化財研究所の安原感示先生、田中哲雄先生、そして富山県教育委員会に対し厚くお礼申し上げます。

平成5年2月

史跡安田城跡環境整備計画策定委員長

会長　　湊　　農（富山考古学会長）

## 例　　言

- 1 本書は、史跡安田城跡（富山県婦負郡婦中町安田字殿町割348-1）の整備報告書である。
  - 2 整備事業は、婦中町教育委員会が平成2年度から平成4年度にかけて、国庫補助（史跡等活用特別事業）と富山県費補助を受けて事業を実施した。
  - 3 安田城跡の発掘調査は昭和52年に婦中町教育委員会主事田上浩幸が担当した。その後、富山県埋蔵文化財センターの協力により発掘調査を実施した。
  - 4 本事業は、史跡指定区域（34,338m<sup>2</sup>）と資料館（ガイダンス施設 249.45m<sup>2</sup>）である。
  - 5 環境整備事業は、史跡「安田城跡」環境整備策定委員会の指導助言を得ながら婦中町教育委員会が計画を策定し、基本設計及び実施設計を（株）歴史環境計画研究所（東京都武藏野市吉祥寺東町2-17-1-605）に委託し、主に町内業者が施工した。
  - 6 本事業施工にあたり、婦中町建設課技師柏谷邦彰、農地課技師谷 武芳、婦中町教育委員会技師山下義弘より協力を得た。
  - 7 本書の編集につき、富山県埋蔵文化財センター主任久々忠義の助言を得て、婦中町教育委員会文化係見波重尋が担当し、生涯学習課長清水隆吉が統括した。
- 史跡安田城跡環境整備計画策定委員は次の通りである。

史跡「安田城跡」環境整備計画策定委員名簿

平成5年1月末日現在

名称	氏名	委員の役職名	名称	氏名	委員の役職名
委員長	渕 晨	富山考古学会会長	元委員	安原 啓示	奈良国立文化財研究所
委 員	藤原 武二	福井県朝倉氏遺跡資料館館長	田中 哲雄		奈良国立文化財研究所
〃	桃野 真晃	富山考古学会会員	前田 英雄		富山考古学会会員
〃	酒井 重洋	富山考古学会会員	千秋 謙治		富山考古学会会員
〃	高岡 徹	越中史壇会会員	奥村 宏		富山考古学会会員
〃	塩 照夫	婦中町文化財保護審議会会长	邑本 順亮		富山考古学会会員
〃	柞山 敏男	婦中町議会文教厚生委員長	山藤 重森		婦中町議会文教厚生委員長
〃	安川 重信	安田地区総代	寺島 実		婦中町議会文教厚生委員長
〃	清水 信義	婦中町教育委員会教育長	荒木 行正		婦中町議会文教厚生委員長
			奥井 良春		婦中町議会文教厚生委員長
			横野 尚文		婦中町教育委員会教育長
			立野 正二		婦中町教育委員会教育長
			水馬 敏雄		安田 地 区 総 代
			水馬 嘉顯		安田 地 区 総 代
			安川 嘉一		安田 地 区 総 代
			坂林 重信		安田 地 区 総 代
			島倉英喜夫		安田 地 区 総 代
			田村 修		安田 地 区 総 代
			道島 武治		安田 地 区 総 代
			糸川 義志		安田 地 区 総 代

# 目 次

## 序

発刊にあたって

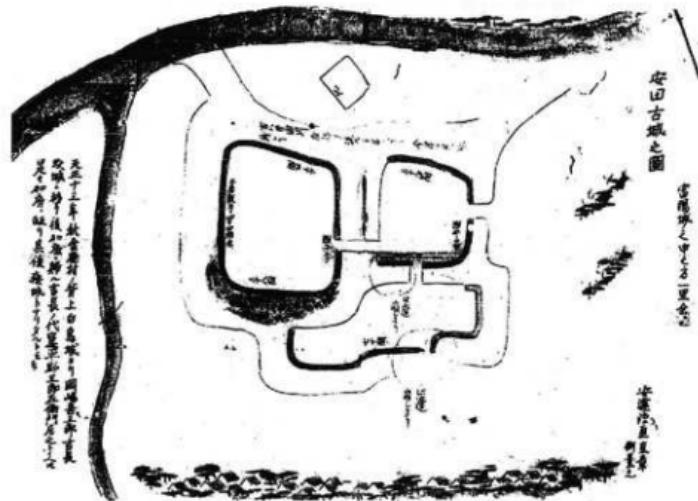
史跡安田城跡環境整備終了にあたり

## 例 言

目 次 .....	1
I 史跡の概要 .....	2
II 史跡の位置 .....	3
III 環境整備事業の経過 .....	4
1 発掘調査の概要 .....	4
2 事業に至るまでの経過 .....	10
IV 環境整備事業の概要 .....	11
1 整備方針（目的、基本計画） .....	11
2 整備事業の経費 .....	14
V 環境整備事業の内容 .....	16
1 全体工事概要 .....	16
2 造成工事（本丸、二ノ丸、右郭、堀） .....	17
3 土壠展示施設工事 .....	17
4 模型設置工事 .....	17
5 ガイダンス施設建設工事 .....	18
6 園路、給配水、植栽、名称板、車止工事 .....	18
7 木橋と土橋の復元と階段 .....	18
8 その他の工事 .....	19
VI 資 料	
1 設計図（部分） .....	21
2 説明写真 .....	47
3 条例及び規則 .....	61

# I 史跡の概要

名 称	史跡、安田城跡
所 在 地	富山県婦負郡婦中町安田字殿町割348番1 外
指定年月日	昭和56年2月23日
	文部省告示第24号（官報第16222号登載）
指 定 面 積	34,338m <sup>2</sup> (公有地化面積 34,338m <sup>2</sup> )
管 理 団 体	婦中町
概 要	呉羽丘陵の東南麓、神通川支流の井田川の左岸に位置し、川の氾濫低湿地を防御上の立地条件とした中世の平城である。 本丸、二の丸、右郭の三つの郭からなり、周囲に堀が廻らされている。元和一国一城令以前の戦国最末期の城部の形態を示すものである。 『越後賀三州志』等の史料によれば、安田城は天正13年の豊臣秀吉の越中攻めのさい、秀吉の本陣となった白鳥城の支城として、前田氏家臣岡崎一吉（備中守）が拠った城とされている。その後岡崎一吉（備中守）の代官平野三郎左衛門が居城したが、のち金沢へ帰還し、廃城となったと伝えられる。



安田古城の図（金沢市立図書館所蔵）

## II 史跡の位置

安田城跡は、富山県婦負郡婦中町安田字殿町と殿町割にある。標高は約10.5mから12mで、史跡となる前は、曲輪のあった高いところは畠と宅地、堀などの低いところは水田であった。

城跡の東側は井田川が接するように流れており、井田川は南へ約2.5kmさかのぼると山田川と合流するが、この山田川の谷筋に沿って西行すると砺波平野へ至る。西方は約800mのところに標高約80mの呉羽丘陵が屏風に延びて視界を遮るが、丘陵を越えると射水平野はすぐそこにある。

安田城とともに富山城攻めの陣営であった白鳥城と大峪城は、北方約2～2.8kmにあり、富山城は西方約4.7kmに位置する。白鳥城と大峪城は旧北陸道に沿い、砺波方面より新川平野へ至る道筋の北口にあたるのに対して、安田城は南口を守る位置に立地している。



第1図 史跡安田城跡位置図

### III 環境整備事業の経過

#### 1. 発掘調査等の概要

安田城における発掘及び測量調査は、昭和52年から平成2年までの間におよそ7回実施した。調査の概要是以下のとおりである。

##### ① 第1次調査

[6P] 参照

(調査期間) 昭和52年11月8日～11月19日 (調査主体) 妻中町教育委員会

(調査目的) 城跡の東側を流れる池田川の改修工事に先立ち、堀の遺存状況を確認すること。

(調査結果) 堀は本丸の東側で幅約20m深さ1.5m以上、北側で幅25m深さ約2mであることがわかった。

##### ② 第2次調査

[6P] 参照

(調査期間) 昭和53年6月26日～7月7日 (調査主体) 富山県教育委員会

(調査目的) は場整備事業の実施に先立ち、城跡の形態と規模を確認すること。

(調査結果) 本丸、二の丸、右郭の各郭とそれをとりまく堀を確認した。本丸と二の丸とは現況から深さ約1m下に幅土橋状の掘り残しがあり、その中心線は本丸の中心線とは約30度ずれていることがわかった。各郭と堀の規模は図2のとおりである。

出土品には、鎌倉時代と南北朝時代の土師質小皿、珠洲があり、築造期が古くさかのぼる可能性が考えられた。

表1

郭	位 置	規 模	郭	位 置	規 模
本 丸	東南辺	47間 (85m)	右 郭	北西辺	72間 (130m)
	東北辺	42間 (75m)		東西幅	6間 (10m) 北側
	西北辺	46間 (83m)			14間 (26m) 南側
	西南辺	50間 (90m)	堀		6間 (10m)
二の丸	北西辺	39間 (70m)			14間 (26m)
	東南辺	44間 (80m)			
	西南辺	28間 (50m)			

##### ③ 第3次調査

(調査期間) 昭和60年5月・8月 (調査主体) 妻中町教育委員会

(調査目的) 城跡の測量図を作成すること。

##### ④ 第4次調査

[6P、7P①～④] 参照

(調査期間) 昭和62年3月17日～3月30日 (調査主体) 妻中町教育委員会

(調査目的) 本丸土塁の規模を確認すること。

(調査結果) 土壘は現況の幅が約18m、高さは堀底から約3.5mであることがわかった。  
また、本丸内は地山まで1~1.2mの深さがあり、遺構の残りが良いことがわかった。

#### ⑤ 第5次調査

[6P] 参照

(調査期間) 昭和62年11月9日~12月8日 (調査主体) 婦中町教育委員会

(調査目的) 本丸内の遺構の遺存状況を確認すること。

(調査結果) 柱穴と思われる多数の穴を検出した。なかには河原石の入った穴があり、礎石の可能性も考えられた。出土品には、燈明皿・珠洲焼・越中瀬戸焼・美濃焼・備前焼・朝鮮・中国製青花・石臼・石鉢・小刀・釘などがある。

#### ⑥ 第6次調査

[8P, 9P] 参照

(調査期間) 平成2年5月28日~6月11日・8月1日 (調査主体) 婦中町教育委員会

(調査目的) 本丸と二の丸をつなぐ土橋状の高まりと本丸入り口の状況、及び本丸隅の形状を確認すること。

(調査結果) 土橋状の高まりは、地表下約1mにあり幅9~10m堀底からの高さ50mであること、また二の丸側では、その幅の東側半分が二の丸とおなじ高さで本丸側へ幅5m長さ5.5m突出していることがわかった。突出部先端と本丸との幅は18mであり、その間は木橋が掛けられていたものと推測された。

本丸入り口では9箇所で穴があったが建物は確認できなかった。

本丸南西隅では、深さ1mの所で土壘から抜け落ちた河原石がL字形に溜まっており、隅の形がほぼ直角であることがわかった。

#### ⑦ 第7次調査

[7P⑤] 参照

(調査期間) 平成2年12月3日~12月7日・12月21日

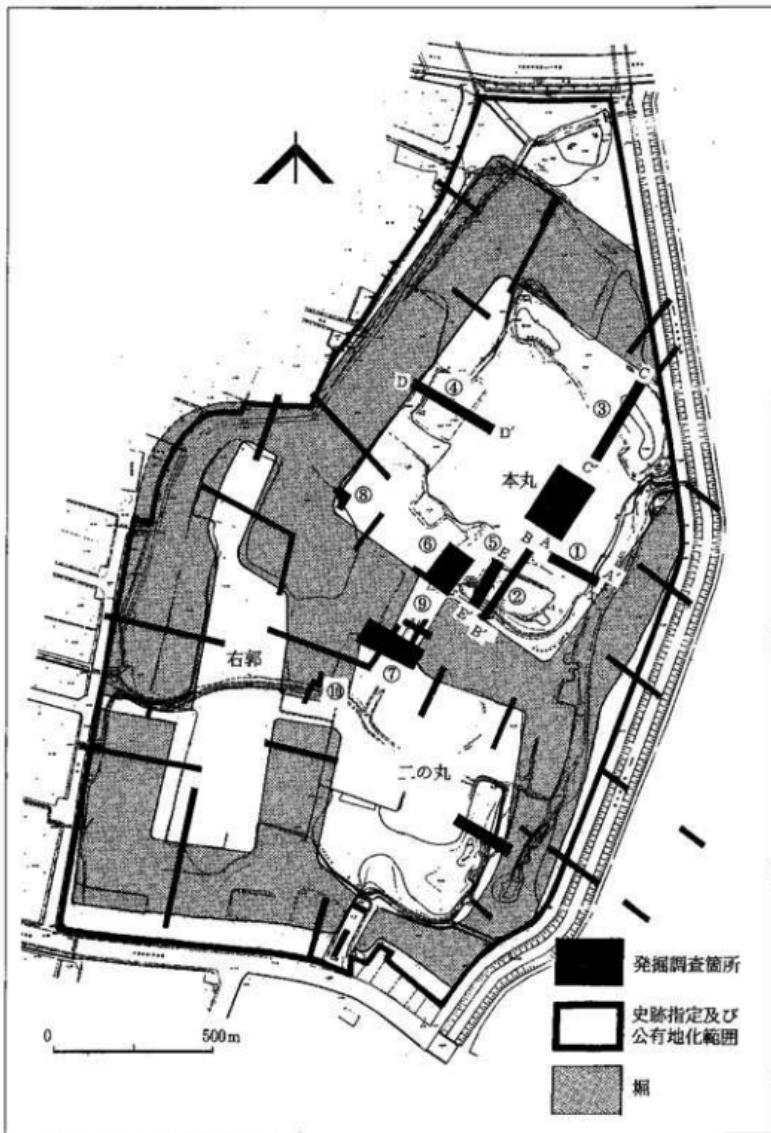
(調査主体) 婦中町教育委員会

(調査目的) 土壘の断面を見ることによって築造の状況を確認すること。また、二の丸南側の土橋の状況を確認すること。

(調査結果) 土壘は、基底部の幅が約14mで、築造以前の表土に高さ2mの崩れがあることから、本来の盛り土高は2.4mほどであったものと考えられる。土壘の立ち上がり角度は40~45度である。

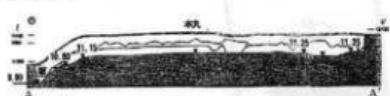
土壘盛り土は、中央に褐色粘土を山形に盛り、その上に砂礫土と粘土を交互に斜めに盛り上げ、最上部を疊で覆い、断面はかまぼこ形に造られている。

二の丸南側の土壘は、現在の道の下2.5mに堀底とみられる砂礫層を確認した。堆積土層の断面には、幅1.5m厚さ60mの砂礫土が2面認められ、それが江戸時代の「安田占城之岡」に描かれている土橋であり、廢城後に造られた道と考えられる。

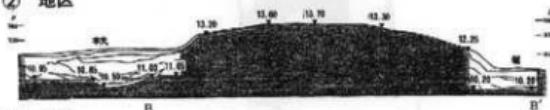


第2図 発掘調査箇所図

① 地区



② 地区



③ 地区

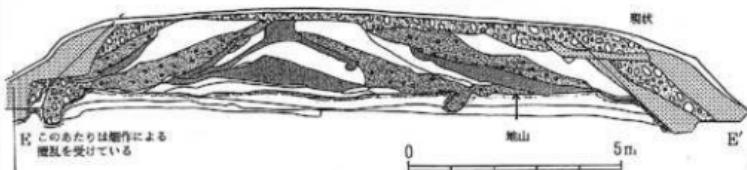


④ 地区



0 5 10 15 m

⑤ 地区



土壌土層説明



黒褐色粘土質土  
(表土)



灰色砂礫土 (盛土)



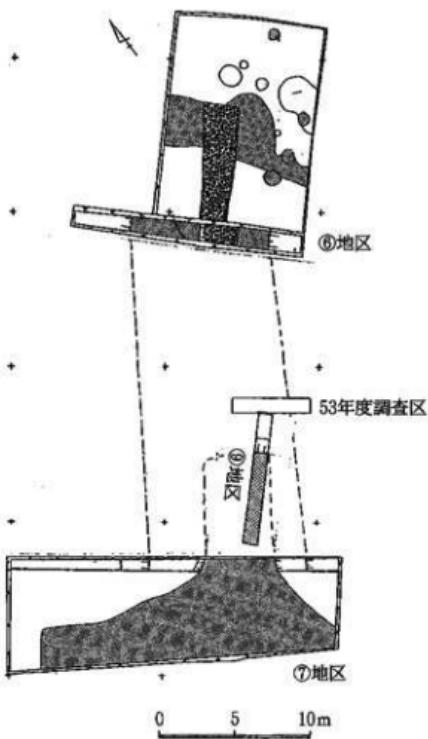
黑褐色塊状り粘質土  
(底部盛土、崩れあり)



褐色砂礫土 (盛土)

※番号は「発掘調査箇所図」  
番号と対応。

本丸土壌断面図



⑥ 地区



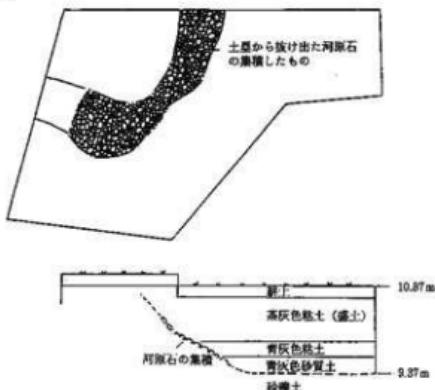
- ① 黑褐色土（耕作土）
- ② 黑褐色土（床.上）
- ③ 茶褐色土
- ④ 黑褐色砂質土
- ⑤ 黑褐色粘質土
- ⑥ 灰褐色粘質土
- ⑦ 青灰色粘質土

⑦ 地区



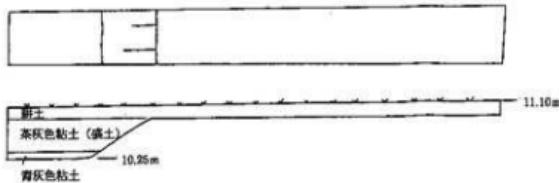
本丸一二の丸間土橋 平・断面図

⑧ 地区



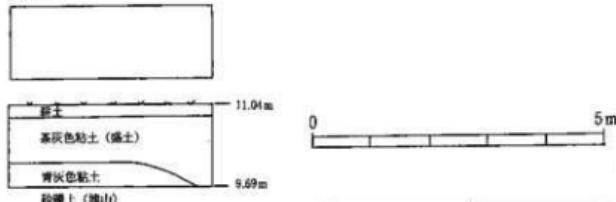
本丸西南隅 平・断面図

⑨ 地区



二の丸突出部 平・断面図

⑩ 地区



二の丸一右郭間 平・断面図

## 2. 事業に至るまでの経過

- ① 安田城跡は、越後三州志の記述には長澤郷安田村領に所在する平城で、堀と土塁の跡がなお残っている。そして、本丸東南39間、東外44間あまり、西北38間、西南37間、二の丸北西28間、右郭北西70間の規模である。又天正13年、白鳥城が豊臣秀吉の陣城となった時、前田家の家臣岡崎一吉（備中守）がこの城に移ったとしたとされる。
- ② 金沢市立図書館に、文化年間（1804～17）に富山藩士安達淳直、直章によって測量、作成された古絵図があった。この古絵図から判明したことは、次のとおりである。城は三つの郭より成る。本丸は四方に土塁が廻っているが、二の丸の本丸側、右郭の本丸、二の丸側には土塁がなく、二の丸、右郭は城郭内部に対して開放的である。各郭は土橋状のものでつながっており、又古くは井田川が城のすぐ東側に沿って流れていることが注記されており、安田城の堀が井田川を引き込んだものであったことが推定できる。
- ③ この周辺の小字名が、殿町、殿町割、外川原、前田一番割、前田二番割と城館や文献等に関連するものが見られた。
- ④ この土地周辺の人々は、通称名を用いておりオオシロ、コシロ、カネツキドウ、ヘイマワリ、マゴサヤシキ、オリ、カワラ等城館と関連すると思われる名称がありました。
- ⑤ は場整備事業が上流から、順次工事が施されてきて、安田城周辺も工事計画に入っており、昭和52年11月に、工事に先立ち遺跡保存と工事計画との調整を図るために試掘調査を実施した結果、本丸の一部と堀があることを判明した。翌年に第2次調査を富山県が調査主体となって、本丸、二の丸、右郭とその曲輪をとりまく堀、及び土橋を確認しました。
- ⑥ 第1次、第2次の調査結果及び上記の史料より当教育委員会は、遺跡の保存することを決め、富山県、文化庁と協議した結果「全国的にも数少ない中世の平城であり保存状況もよい」とから国指定にできる程の貴重なものと助言がある。は場整備事業を計画していた地元地権者並びに関係者の理解と協力を得られ、昭和56年2月23日に国指定史跡を受けました。用地取得は昭和55年度に先行取得し、昭和56年度から昭和60年度にかけて国庫補助により再取得をした。
- ⑦ 安田城跡の環境整備に向けて、昭和59年11月29日に第1回史跡安田城跡環境整備計画策定委員会を開催して以来8回の委員会を開催し、環境整備に向けて検討してきた。
- ⑧ 平成2年度に、国庫補助事業史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）に採択され同年に、基本設計、実施設計を作成し、本丸、二の丸、右郭及び堀の造成工事に着手、本丸と二の丸の一部に植栽施工した。平成3年度は、堀の一部と周辺の造成工事、土塁展示施設建設（外部）と電気工事、堀へ水を注入するための給水工事、園路舗装工事、模型展示工事、植栽工事を施工した。平成4年度は、ガイダンス施設の建設、土塁展示施設建設（内部）、名称板設置、車止め、植栽工事施工した。又地域総合整備事業費によりイベント広場、用地取得と造成工事、野外照明灯、道路案内標識板、造形水飲み設置等工事を施工し、町単による植栽工事を施工した。

## IV 環境整備事業の概要

### 1. 環境整備方針

文化財保護法第1章総則（この法律の目的）第1条 この表律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

婦中町文化財保護条例及び富山県文化財保護条例等により町内に存する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を図り、もって町民の文化的向上に資するとともに、文化の進歩に貢献することを目的とする。（抜粋）

上記の法律、条例の目的を踏まえて、「保存」「活用」を環境整備事業の目的とした。又史跡等活用特別事業費国庫補助要項（下記）により、補助対象事業の選択は、歴史的建造物等の復原は、郭の中で土塁等が復原するには資料不足。造構全体模型の設置は、郭と堀が調査資料から可能である。造構露出保護展示施設の設置は、本丸内土塁の保存状況がよいので、土塁構造を知る上で、土塁断面の層を展示する。ガイダンス施設は、安田城という史跡を理解するための説明機能を持ち、史跡におけるオリエンテーションできる施設が必要である。これらのことから、を主事業として、整備方針を立てた。

#### 【史跡等活用特別事業費国庫補助要項】（平成元年5月29日 文化庁長官裁定）

##### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第69条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の積極的な活用を図り、もって国民の文化的向上に資するために必要な経費について、法第73条の2、法第75条及び法第95条の規定に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### 2. 補助事業者

補助事業者は、史跡等を所有し、又は管理団体に指定されている地方公共団体とする。

##### 3. 補助対象事業者

(1) 補助対象となる事業は、史跡等を広く国民の活用に供するために必要な次のア～オに掲げるもののうち、3以上を選択して実施するものとする。

###### ア 歴史的建造物等の復原

史跡等の空間を視覚的に体験できるような歴史的建造物等を实物大で復原する事業

###### イ 造構全体模型の設置

史跡等の全体範囲等を理解するために、往時の姿の全体模型を設置する事業

###### ウ 造構露出保護展示施設の設置

史跡等の实物遺構を実際に見るために必要な保存及び展示施設を建設する事業

エ ガイダンス施設の設置

史跡等を理解するために必要最小限のオリエンテーション及びガイダンスのための施設を建設する事業

オ その他史跡等の活用上必要と認められる事業

(2) 補助対象事業の実施期間は、概ね3ヶ年とする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

ア 歴史的建造物等の復原工事経費

イ 遺構全体模型設置工事経費

ウ 遺構露出保護展示施設建設工事経費

エ ガイダンス施設建設工事経費

オ その他必要な経費

カ 設計及び監理料

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

(1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する地方公共団体である場合にあっては、補助対象経費の5分の4とする。

(2) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値（以下「財政力指数」という。）で該当年度の前3年度に係るもの合計の3分の1の数値が1.00を超える都道府県にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(1) 整備の基本方針

遺跡の整備方針を立てるに際しては、遺構の保存に万全を期すとともに、いかに広く一般の方々に親しまれるものにするかが基本理念となる。安田城跡は、戦国時代の城の特徴をよく残した、全国的にも數少ない平城である。そのため復原は、できるだけ忠実に行う必要がある。同時に、周囲の環境や施設もそれにふさわしい形に整備することを考慮して、下記の基本方針を立てた。

(本丸)

- ① 発掘調査の結果を踏まえ、四周の土壘を復原する。
- ② 現況で最も保存状態が良好な本丸南側の土壘断面の展示を行う。
- ③ 本丸内部は、多目的な利用を考えてオープンスペースとし、全域張り芝とする。
- ④ 土壘上を回遊できるように北側と南側に3カ所ずつ階段を設ける。
- ⑤ 土壘上外周には安全対策として低木を植栽する。

(二の丸)

- ① 本丸同様多目的な利用を考えてオープンスペースとし、全域張り芝とする。内部には数箇所植栽により木陰をつくる。
- ② 発掘調査の結果を踏まえ、古絵図を参考に土壘の復原を行う。

(右郭)

- ① 古絵図には土壘が描かれているが、発掘調査で遺構が発見できず、その有無が不明なため、土壘の復原は行わない。
- ② 内部は、ショットain・クレー舗装等により土風の仕上げとする。

(堀)

- ① 調査結果等を踏まえて、形態の復原を行い、水堀とする。
- ② 給排水は、十分に考慮し水がよどまないようにする。

(その他)

- ① 整備の際に遺構等の破壊がないように考慮する。
- ② 城の歴史的特色を一般にわかりやすく、楽しく公開するためのガイダンス施設を設置する。  
ガイダンス施設は景観等を考慮し、指定地西側に設けることが望ましい。駐車場もガイダンス施設の近辺に設置することを検討する。
- ③ まざらわしいイメージを抱かせる建造物を指定地内に設けない。  
また、指定地内に設ける建築物は、史跡環境にふさわしいデザイン・材料とする。
- ④ 史跡全体を回遊できるように、散策路を設ける。
- ⑤ 史跡への入口は、二の丸南側と右郭西側の2ヶ所とし、主たる入口は右郭西側とする。
- ⑥ 植栽等に工夫を凝らし、在来種の庭木や草花を採用するなど植栽植物に配慮し、四季を通じて史跡と親しめるようにする。
- ⑦ 指定地の外周には植栽を多くし、緑を多くする。また、植栽にあたっては立山連峰の眺望や史跡環境との調和及び周辺建物等の視界からの遮断を考慮する。
- ⑧ 本丸堀外北側の空地は樹木等の植栽や四阿の設置を行い、緑地として整備する。
- ⑨ 冬期は気温が寒冷であり、降雪量も1m近くになるため、環境整備及び施設設計において、凍結や積雪に対する考慮が必要である。

(遺構全体模型)

- ① 史跡の全体範囲及び史跡を理解できる模型を設置する。

(土塁展示施設)

- ① 土塁断面の展示は、はぎ取りのうえ行う。  
はぎ取り実施箇所は、現況で最も保存状態が良好な本丸南側とする。

- ② 展示施設は本丸南側のうち土塁が消失した箇所に設置する。

(ガイダンス施設)

- ① 遺構保存を前提に、遺構のない地を建設地とする。
- ② 遺跡の環境整備と均衡のとれた施設計画をする。
- ③ 見学者に遺跡をわかり易く説明するための、展示及び展望にかなう施設計画をする。

(その他)

史跡名称板 ..... 出入口付近に史跡名称板を設置する。

## 2. 環境整備事業の経費

史跡安田城跡が環境整備事業が達成するまでに要した事業経費は、約7億2千9百万円である。昭和55年度に先行取得し、昭和56年度から昭和60年度にかけて国庫補助事業（史跡等買上事業）で史跡指定地の公有化を画り、又平成2年度から平成4年度にかけて、国庫補助事業、史跡等活用特別事業「ふるさと歴史の広場」で環境整備事業を完了した。事業経費の内容については、次の通りである。なお、起債については、平成2年度、3年度は一般事業（一般単独事業債）、平成4年度は、地域総合整備事業（一般単独事業債）で対応した。

(1) 公有地化事業 34,338m<sup>2</sup> (土地台帳面積 30,141,51m<sup>2</sup>)

昭和56年度～昭和60年度

単位：円

総事業費	国庫補助金	県費補助金	町費支出金
285,624,180	228,495,000	28,559,000	28,570,180

(2) 環境整備事業

平成2年度

単位：円

総事業費	国庫補助金	県費補助金	町費支出金	起債
84,031,225	40,000,000	20,000,000	9,031,225	15,000,000
内訳 補助対象	環境整備工事			73,655,300
	土塁はぎとり工事			1,833,400
	発掘調査費			671,196
	設計監理業務委託			3,425,780
	他の経費			428,549
	基本設計業務委託			2,369,000
その他	史跡測量業務委託			1,648,000

平成3年度

単位：円

総事業費	国庫補助金	県費補助金	町費支出金	起債
114,562,772	50,000,000	25,000,000	20,862,772	18,700,000
内訳 補助対象	環境整備工事			30,784,600
	土壟展示施設建築工事（木橋、給水工合）			31,809,300
	野外模型設置工事			31,139,990
	修景工事			1,236,000
	発掘調査費			238,100
	設計監理業務委託			4,398,000
	他の経費			440,992
	排水路工事			13,287,000
	設計管理業務委託			630,360
	出土品鉄製品保存処理委託			598,430

平成4年度

単位：円

総事業費	国庫補助金	県費補助金	町費支出金	起債
243,950,504	79,392,000	39,696,000	88,562,504	36,300,000
内訳 補助対象	ガイダンス施設建築工事			113,807,790
	土壟展示施設建築工事			14,605,400
	展示映像機器設置備品一式			9,064,000
	土壟はぎとり設置工事			4,324,970
	名称板設置工事			4,017,000
	修景工事			1,987,900
	車止め設置工事			1,359,600
	土質調査業務委託			1,266,900
	設計監理業務委託			9,806,630
	他の経費			800,853
その他	映像ソフト製作業務委託			13,390,000
	ガイダンス施設、イベント広場用地再取得			24,794,372
	ガイダンス施設、イベント広場造成工事			18,179,500
	ガイメント広場舗装工事			9,053,700
	野外照明工事			1,266,900
	道路案内板設置工事			3,738,900
	横栽工事（イベント広場及び史跡北側）			5,314,000
	造形水飲み設置工事			988,000
	石燈籠（複製）設置工事			1,236,000
	ディスプレイ設置工事			3,419,600

## V 環境整備事業内容

### 1. 全体工事概要

- (1) 平成2年度 史跡全体の造成工事を施工した。三つ郭と堀である。郭及び土塁は盛土し、堀は現水田面を堀底とし、郭と堀との境は、土が堀へ流れ出ない様に犬走りを施工、松丸太を打込み、堀底は水漏れを最少限に食い止めるため、路盤改良工法（セメント系添加材を混合して締固める）を採用した。他の方法も検討したが、この工法が最良の方法と判断した。造成済みの郭に張芝工及び種子次付け工により保護を図る。各郭の平場の雨水処理に透水管を設けた。
- 土塁展示のため、本丸土塁断面層を発掘調査しその断面土層をはぎとり工事を施工する。

- (2) 平成3年度 堀底の工事及び堀周辺の造成工事（園路工、掘護岸工）を施工する。堀境は松丸太を打込み、園路の舗装工は天然土壌安定舗装で他の材料と異なり少しでも自然な状態になることで施工する。造成地は張芝工により保護を図る。
- 土塁展示施設場所を発掘調査し、土塁展示施設を建設し内部仕上げは次年度にする。本丸と二の丸間の発掘調査では、橋が設置してあったと考えられ、他の史跡、発掘調査資料を参考に木橋を設けた。土塁展示施設への配電工及び張芝維持の給水管の設置及び、年間恒常に堀へ水を注入するための井戸給水工事（家庭井戸に影響を与えない事、地下水が下がっても影響しない事を考慮し地下100mから汲み上げ。）野外模型は見学者が最初に通る場所として右郭に設置し、野外設置のために色の変化、材料の耐久性、修理対応が可能である事等から、磁器製品で施工する。史跡環境を保つため史跡と町道の境に高木を植栽する。他町費で排水路工を施工する。

- (3) 平成4年度 土塁展示施設内部工事施工及び平成2年度にはぎ取った土塁断面層を設置する。ガイダンス施設用地の造成工終了後、土質調査を実施しガイダンス施設の建設を施工。周辺の環境や、史跡全体を展望できて、史跡から見たガイダンス施設が、近代的な建物で中世の城郭に自然な形の建物として設計、施工した。ガイダンス施設は史跡の説明やオリエンテーションができる映像設備を備えたガイダンス室、史跡調査からの出土品展示と史跡の発見から発掘調査の過程を説明、そして史跡全体が展望できる構造。この施設は冬季間も開館する事から雪積対策も考慮に入れた。映像機器は、通常のままで見れて又マイク使用で解説が出来て映像をコントロールできる設備とした。名称板設置は、史跡の入口2カ所に合わせ2カ所設置した。又、史跡の出入口及びガイダンス施設入口には車止を設置し、右郭に土塁に代わる植栽をする。又ガイダンス施設を史跡と自然に結びつけるために、植

栽植する。ガイダンス施設の名称は、安田城跡資料館とする。他に色々あるが一般的に刷染む名称として決めた。他町費で映像ソフト製作（LD製14分物）、道路案内板設置工（4カ所）、野外照明工（2灯）、造形水飲み設置工（2カ所）、イベント広場造成、舗装工。史跡内の植栽工（北側地）。ガイダンス内の資料展示ディスプレイ。ガイダンス施設内に石燈籠（複製）設置工等を施工。

## 2. 造成工事

【第3図～9図】（F1～F12、F14、F15、F17）参照

- ① 現況をそのまま保護することとして、現地形（本丸）の上に盛土をした。本丸、二の丸、右郭、土橋及び周囲の平場整地工は $15,131.8\text{m}^2$ である。山砂は八尾町深谷産を使用した。
- ② 堀護岸の松丸太の打込みは延 $1,594.8\text{m}$ である。松丸太は $1.20\text{m}$ と $1.50\text{m}$ の長さを使用する。
- ③ 堀仕上げは、セメント系添加材を $30\text{cm}$ の土層で混合してから締固めをした。土質により配合整正した。（A配合 $86.1\text{kg/m}^3$  B配合 $69.7\text{kg/m}^3$  C配合 $100\text{kg/m}^3$  D配合 $80\text{kg/m}^3$ ）
- ④ 盛土保護のため平場及び土壘の天場、本丸の土壘法面を除く場所は、芝（高麗芝）を張り、本丸の土壘法面は種子吹付をする。種子は5種類を混合した。（品種 ファルコントールフェスク、ベンローン、レッドトップ、タッチダウン、ハイランドベンドグラス）
- ⑤ 土橋の下は横断暗渠を4カ所に布設し堀の水の流動化を計った。
- ⑥ 雨水排水用に透水管及び排水管を本丸、二の丸、右郭、南境界に布設し堀へ排水する。
- ⑦ 堀の水の吐口は東側2カ所、外側1カ所を設けた。

## 3. 土壘展示施設工事

【第15図～18図】（F20、F21、F34～F42）参照

- ① 本丸内の土壘の保存状況の良い土層断面を発掘調査しその後はぎとり工事を施工した。（高さ $3\text{m} \times$ 幅 $17\text{m} = 51\text{m}^2$ ）この施設は実物の土壘土層断面を観察することができる。
  - ② 土壘展示施設場所を本丸の東側で土壘が削平されている所を発掘調査をし、土壘展示施設建設を施工。この施設の使用電源は埋設して引込み、内部工事前にはぎとった土層を設置した。又この施設から土壘天場へ上がる様に段階を設けた。土壘展示施設は、土壘の大きさと同じサイズで仕上げ、違和感のないようにした。この施設内排水は堀へ排出する。
- 土壘展示施設は鉄筋コンクリート造、地下1階で屋根アスファルト防水コンクリートの土磁器質タイル、建築面積 $56.99\text{m}^2$ である。

## 4. 模型設置工事

【第11図、12図】（F28～F31）参照

- ① 右郭に設置した模型は、見学者にこの史跡の内容を理解してもらうことと一目でわかるものとして、縮尺 $1/110$ の史跡全体像に、秀吉の越中攻めと安田城古絵図そして城に関することを説明し、その下には縮尺 $1/1700$ で安田城、白鳥城、大崎城、富山城の位置関係の地図を（ $9\text{m} \times 9\text{m}$ ）を設置した。材料は有田焼の陶磁器質を使用した。（季節による色、材料変化のない耐久力ある物として採用する。）

## 5. ガイダンス施設工事

【第19図～23図】 (F43～F53、F58～F62) 参照

- ① 史跡及び立山連峰が一望できて、隣接民家への配慮をすることから史跡の西側に設置して、隣接はイベント広場として配慮した。又城の入口は右郭からが適当と考えた。
- ② ガイダンス施設は、史跡説明及びオリエンテーション等に映像設備が最も理解しやすい施設であることから、映像設備は80インチプロジェクションを設けその場でオリエンテーションが出来るガイダンス室。そして出土品や発見から整備までの経過がわかる陳列室。及び史跡全体が一望でき、白鳥城、富山城の位置がわかり、又立山連峰が見られる遺跡見学室を設けた。
- ③ 周囲に埋没してしまうものではなく、又史跡に異和感を与えるものでもなく、ガイダンス施設として目立つものとして建設した。ガイダンス施設は、鉄筋コンクリート造2階建、屋根鉄骨造で経時表面処理亜合金板、一文字葺、建築面積211.56m<sup>2</sup>、延床面積249.45m<sup>2</sup>、敷地93.196m<sup>2</sup>である。
- ④ 映像ソフトは14分物で、城の歴史的背景、国指定、城の発見などをアニメーションや役場職員をエキストラに使用して、一般の方に理解しやすいものに制作した。又城主岡島が安居寺へ寄進した石燈籠を複製し設置した。

## 6. 園路、給配水、植栽、名称板、車止め工事

【第4図、9図、10図、24図、25図】 (F16、F22～F27、F32～F33) 参照

- ① 園路は、史跡を回遊できるように設けた。本丸の土壘に松丸太の階段を2カ所と、土壘展示施設がある。園路はより自然の状態に仕上る施工で、採石で締固めて山砂と天然土壤安定材を混合したもので舗装、仕上げた。
- ② 給配水は、史跡の南側で地下100mから井戸径150φパイプから汲み上げている。水中ポンプは7.5kwで毎分300ℓの能力である。なお堀の水深は40cmである。
- ③ 植栽は、史跡南側町道の境にシラカシ20本と右郭にイチイ221本、ソメヨシノ4本を植えた。イチイは右郭の土壘に代わるもので、シラカシ及びソメヨシノについては、史跡の環境を保全するために植えた。又北側の平地に町費によりシラカシ、ソヨゴ等61本と張芝を植えた。
- ④ 名称板は、花崗岩加工本磨により、史跡西側入口と史跡南側入口と2カ所に設置した。
- ⑤ 車止めは、ガイダンス施設入口及び史跡内園路入口に12点を設置し安定感のあるものとした。

## 7. 木橋と土橋の復元と階段

【第13、14図】 (F13、F18、F19) 参照

絵図によれば、本丸と二の丸の間、二の丸と史跡南側との間、右郭と史跡西側の間に土橋がある。しかし、本丸と二の丸の間の発掘調査の結果、その土橋は廃城後につくられた農道であることがわかった。ただ、その間の幅9mは堀底よりわずかに高く掘り残してあり、東京都葛西城跡の例から、その東側4mには木橋が掛けられていたと推定した。また、二の丸から本丸に向かっ

て幅5mの突出部があり、それが木橋を掛けるための橋台とみられたのである。そのため、その間に幅3.6m、長さ20mの木橋を復元することとした。木橋は防腐材を用い、樹種ラクヨを使用した。

本丸土壘へ上がる階段を3カ所設置し回遊できるようにした。1カ所は土壘展示施設に併設し、他の2カ所は西側と北側に設置し材料は防腐処理した松丸太1.5mを使用した。

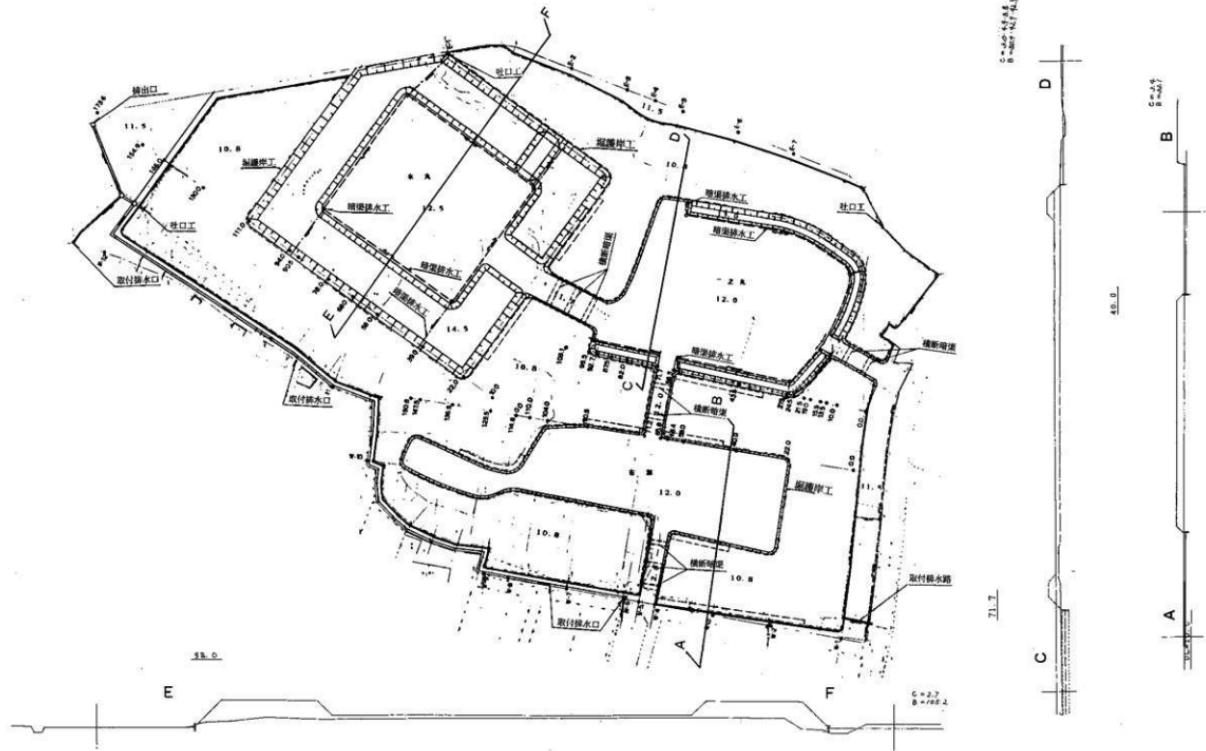
## 8. その他の工事

(F54～F57) 参照

- ① イベント広場1,482.8m<sup>2</sup>アスファルト舗装し、通常は駐車場と利用する。周辺をネットフェンス設置してカナメモチ、サンゴ樹等236本植える。
- ② 造形水飲み場を2カ所設置し、夏場の飲料及び手洗いに利用する。
- ③ 街灯を2灯設置しイベント開催時の照明に利用する。(水銀灯 200W×2隻)
- ④ 道路案内板を4基設置し、史跡へ誘導する。(1.17m×2.75m サイズ外)
- ⑤ 排水路をガイダンス施設の付近から園路下を通って池田川へ排水する。堀の水がオーバーフローした場合、北側の排水路へ入るよう施工した。

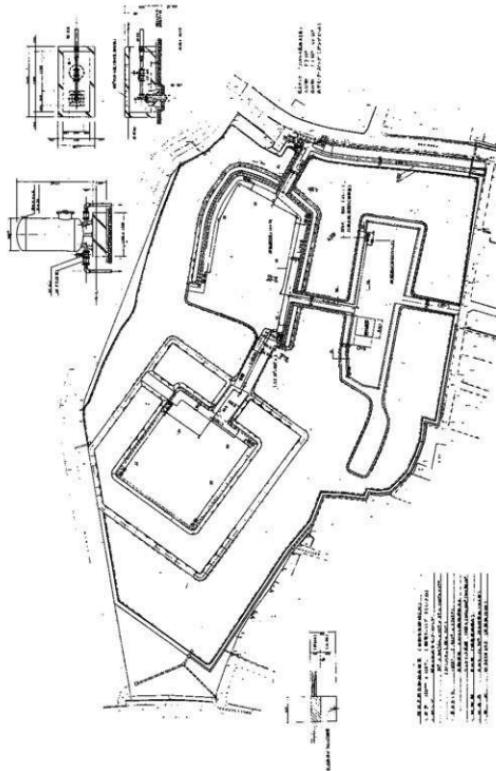
## VI 資 料

1	設計図（部分）	21
2	説 明 写 真	47
3	条例及び規則	61

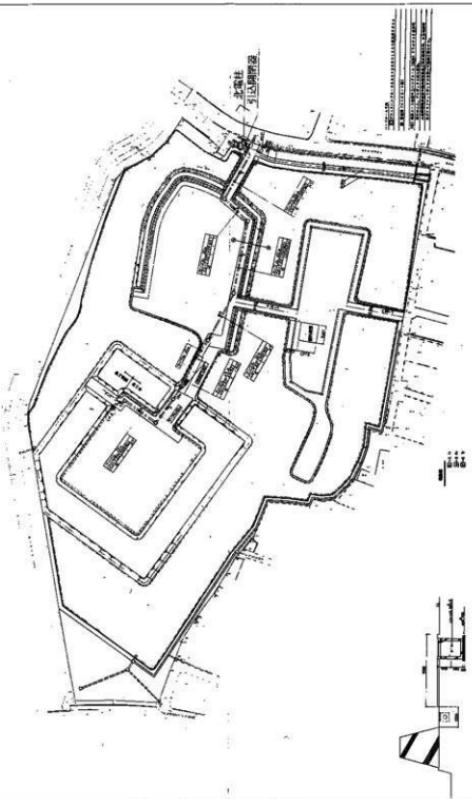


第3図 造成計画平面図・土盛り断面

圧力タンク搬付及配管要領図

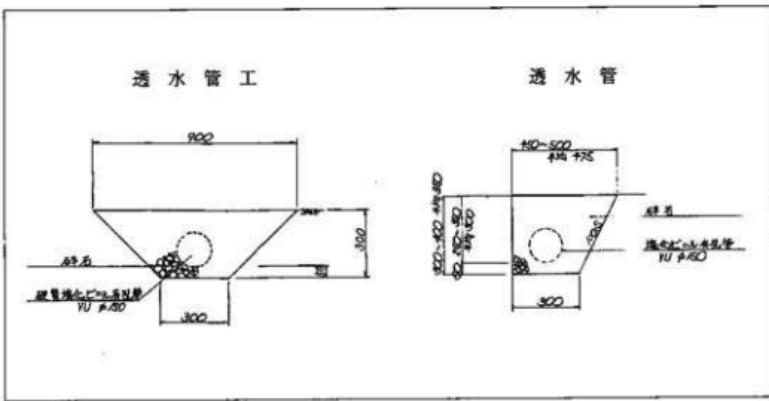


給排水設備工事監査図

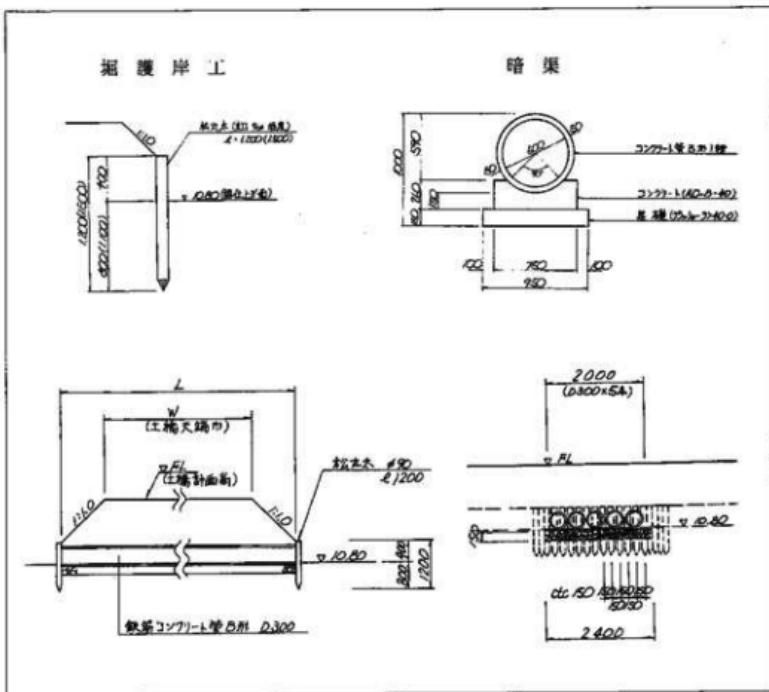


電気設備工事引込平面図

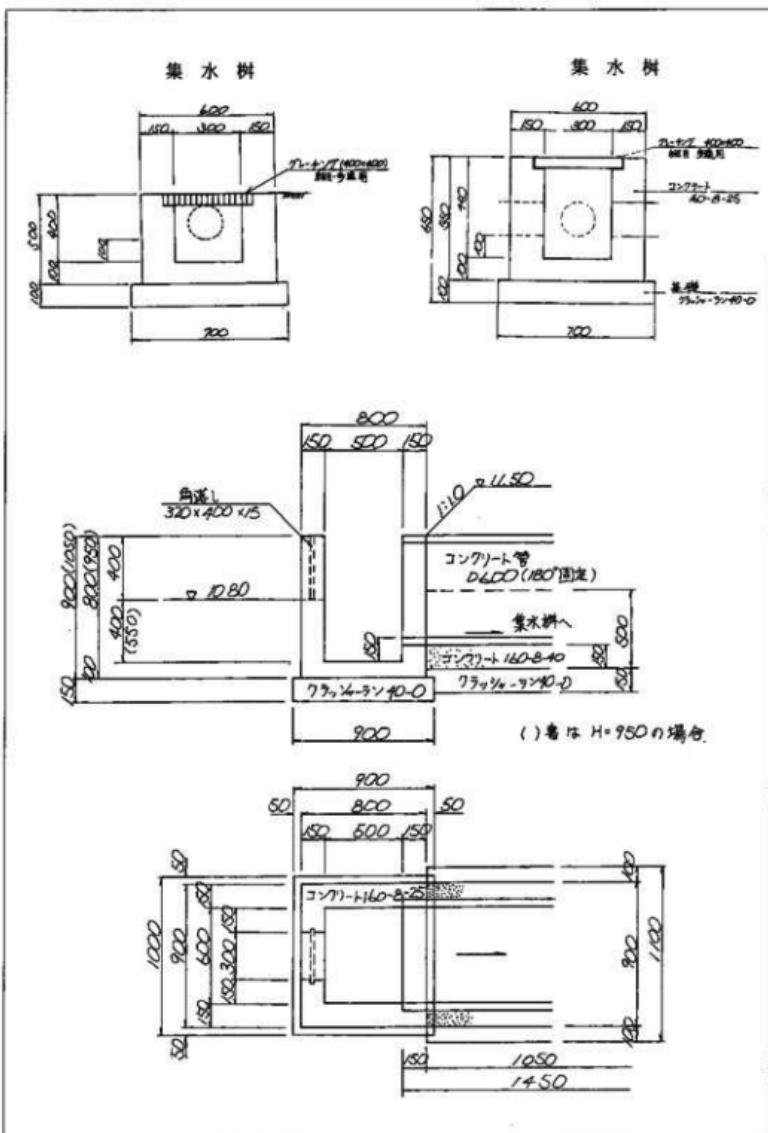
第4図 配電・配水系統図



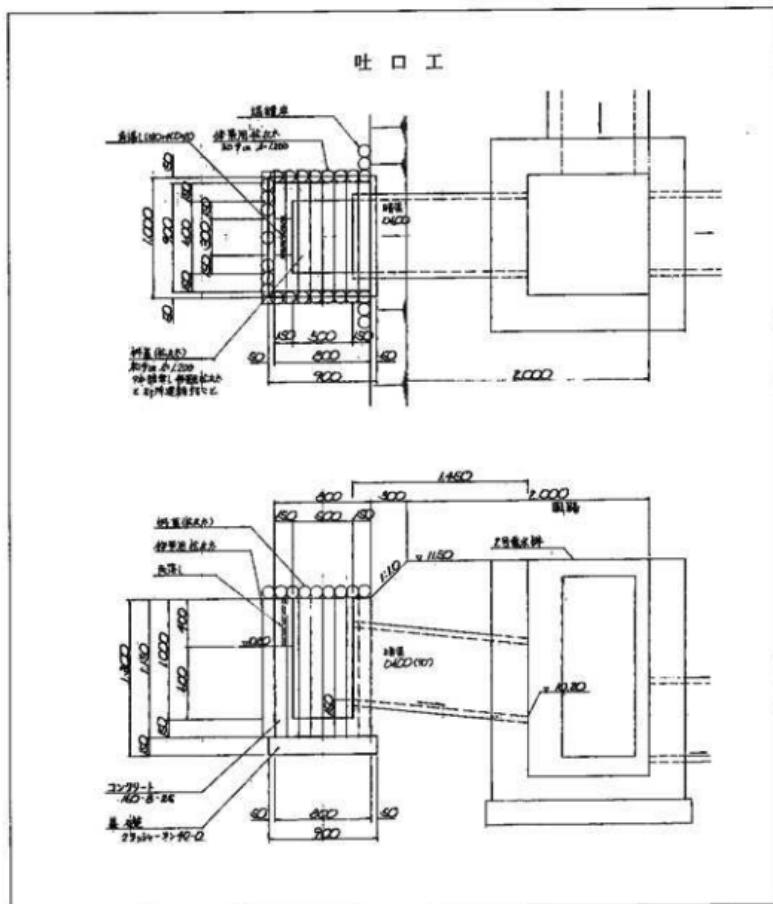
### 第5図



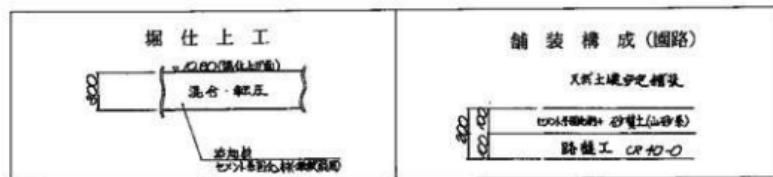
第6回



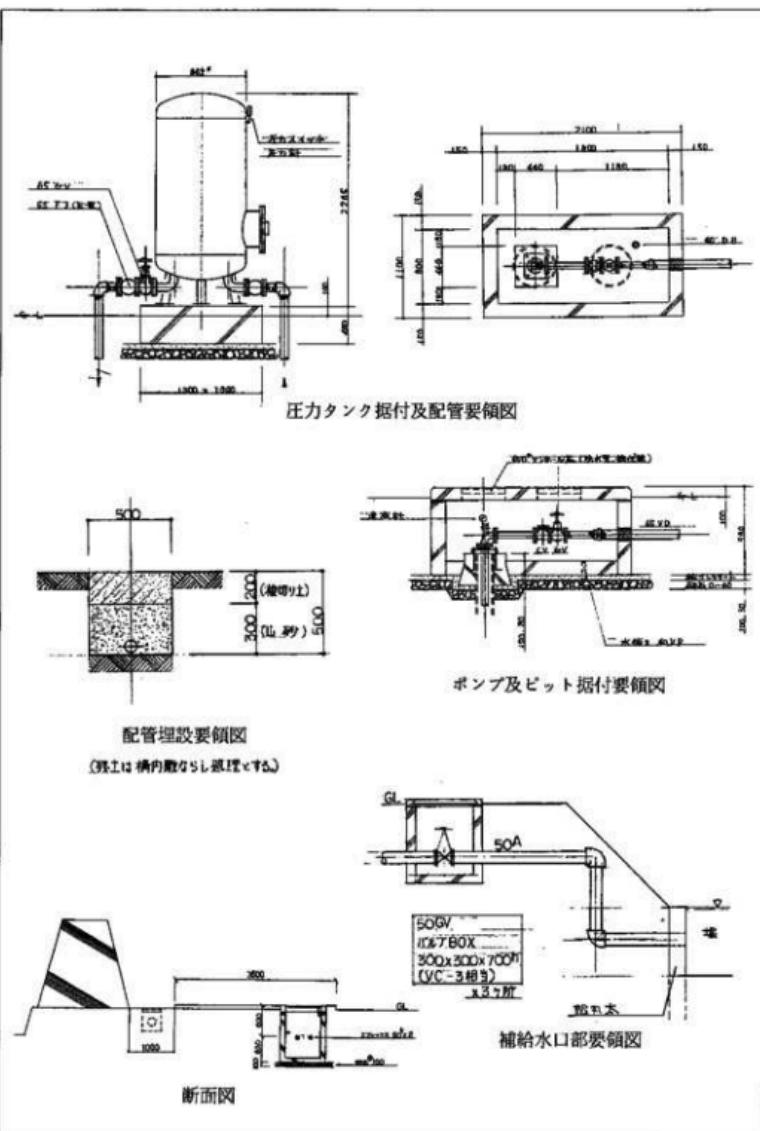
第7回



第8図

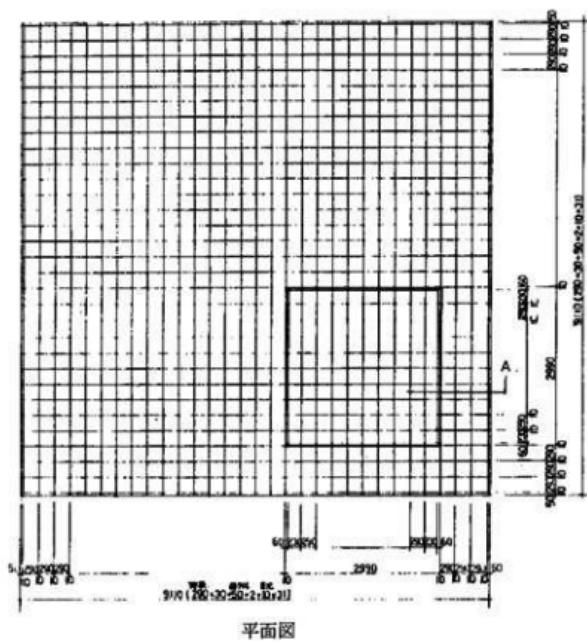


第9図

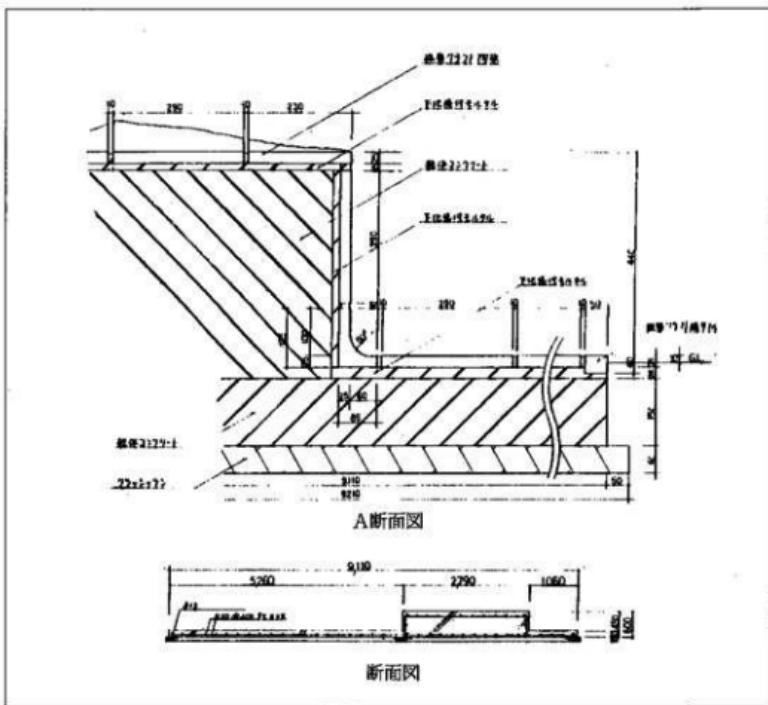


第10図

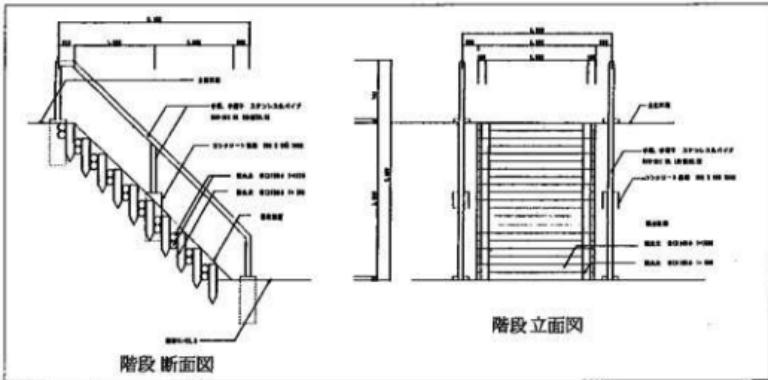
史跡「安田城跡」野外模型



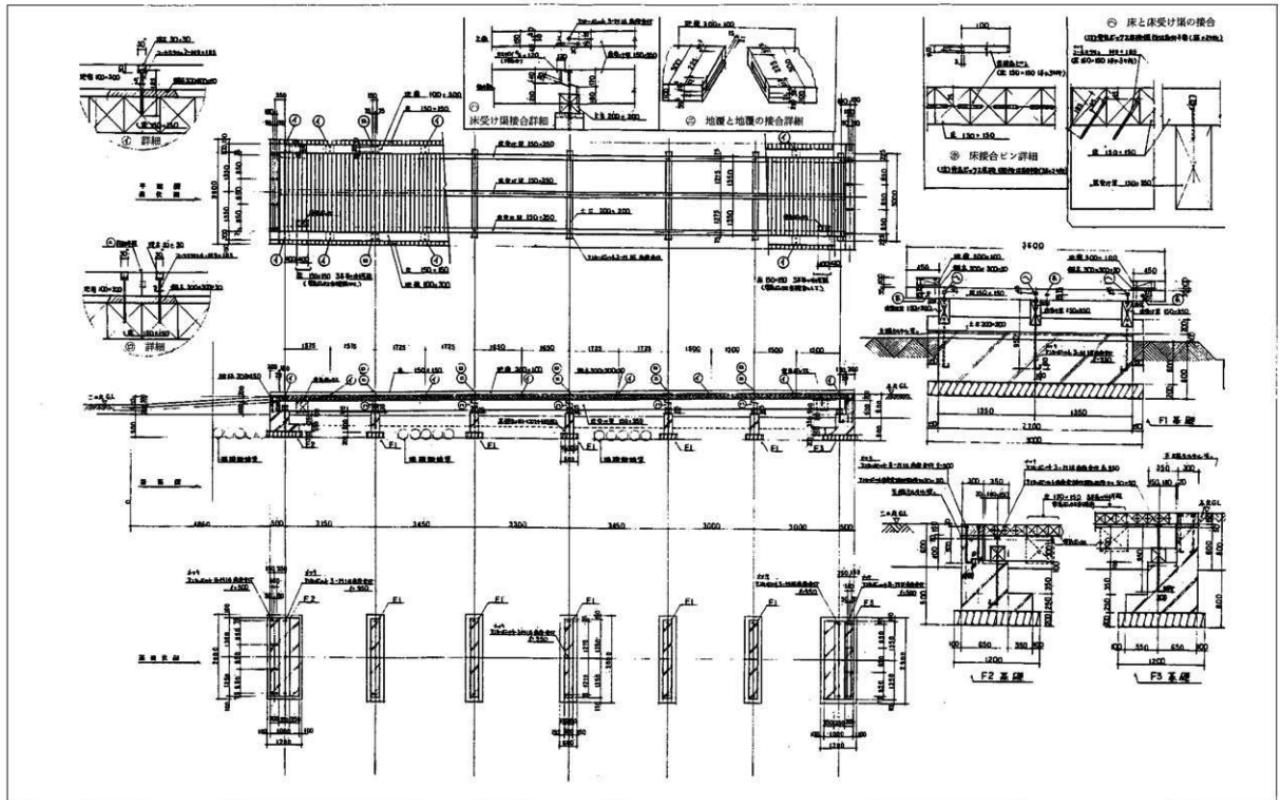
第 11 図



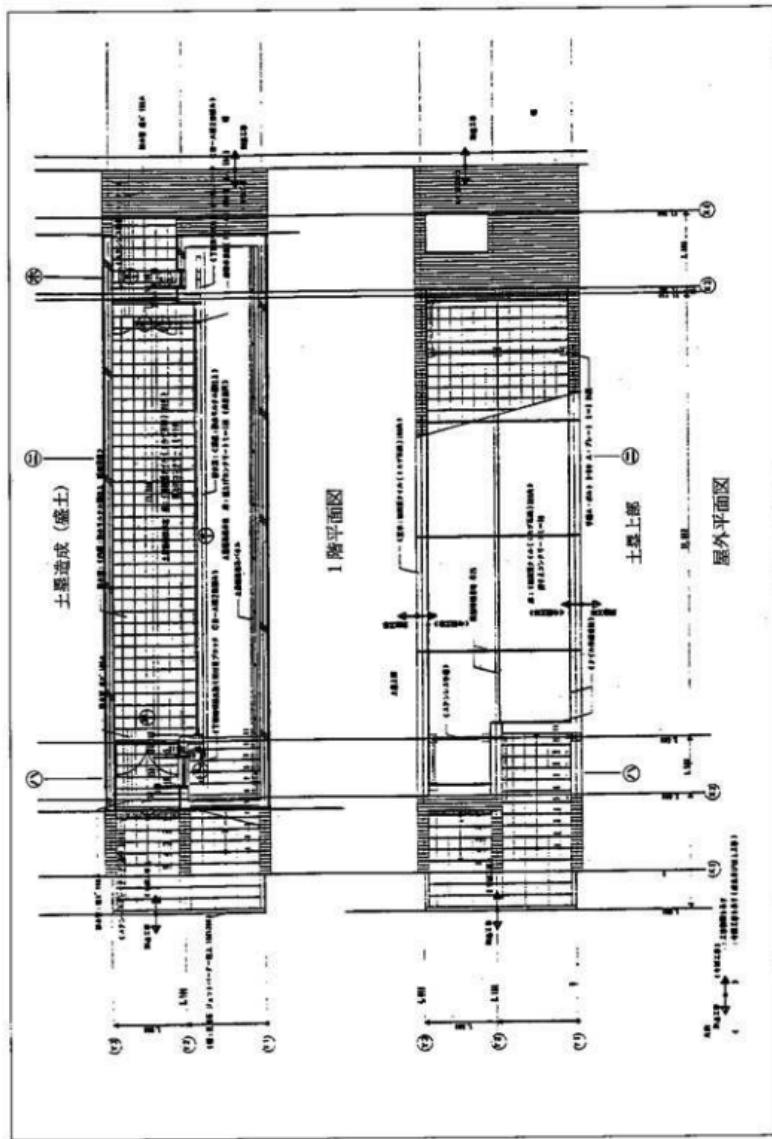
第 12 図



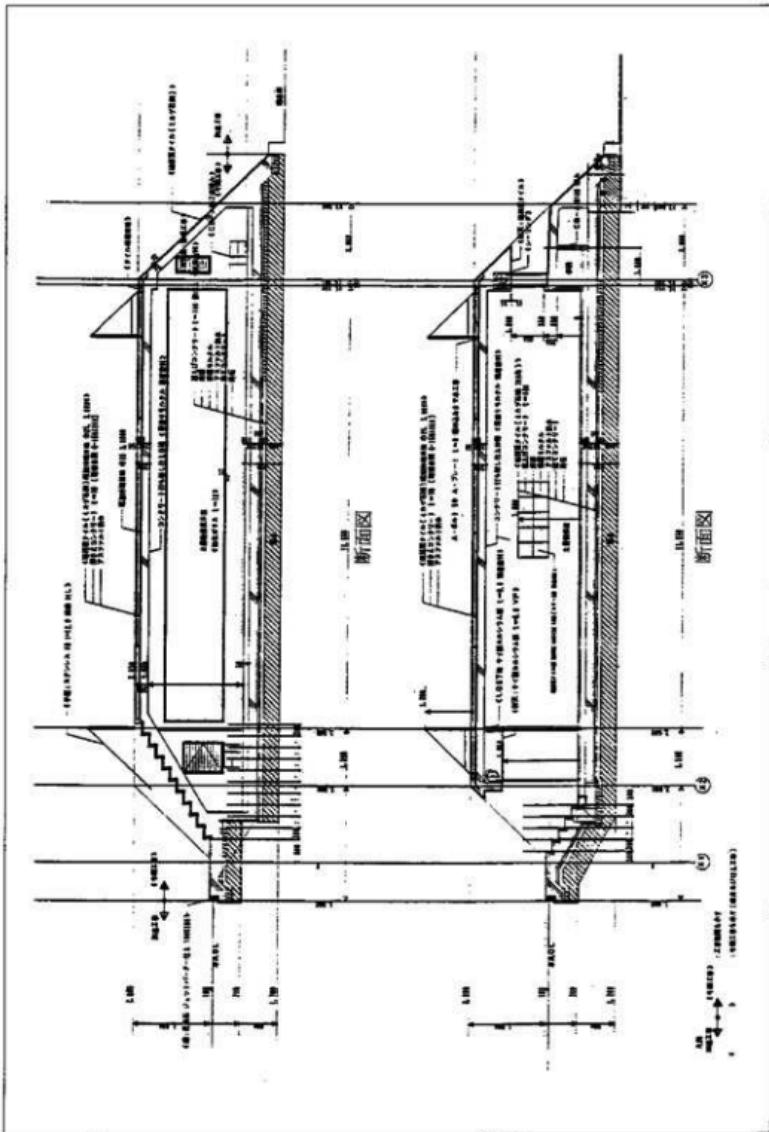
第 13 図



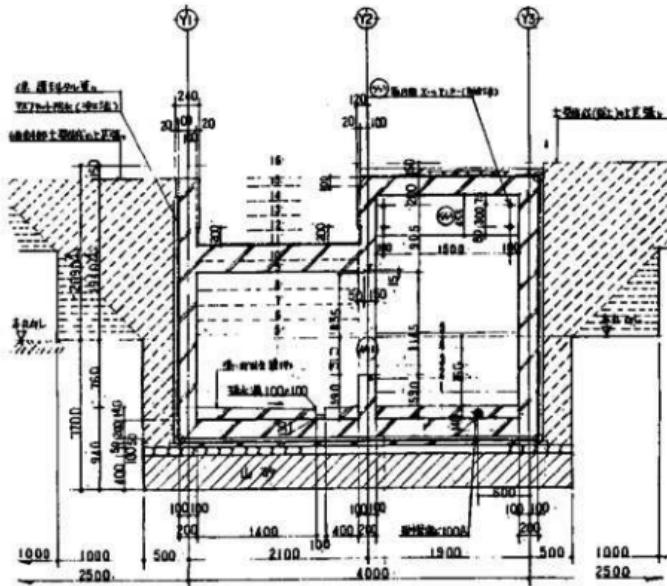
## 第14図 木 橋



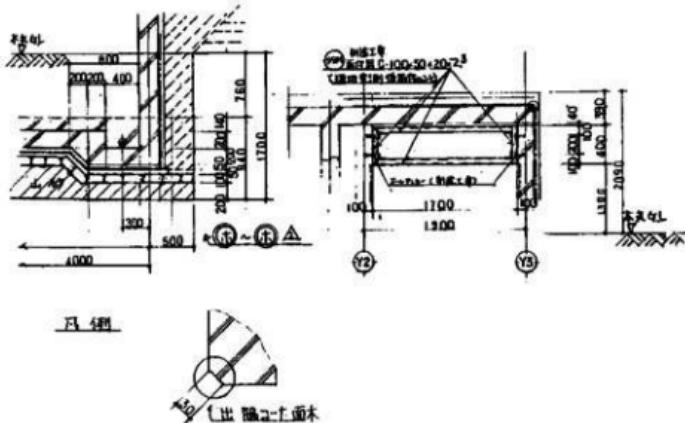
第15図



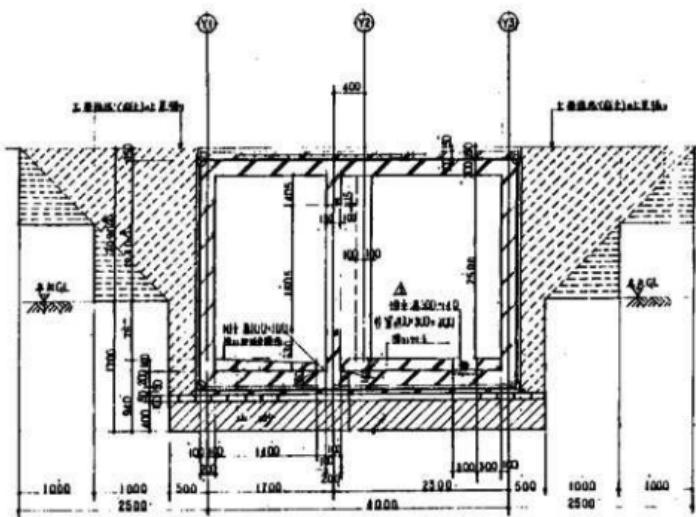
第16図



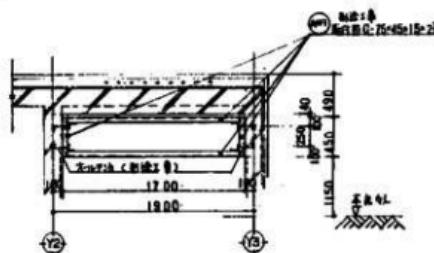
◎～◎ 断面図



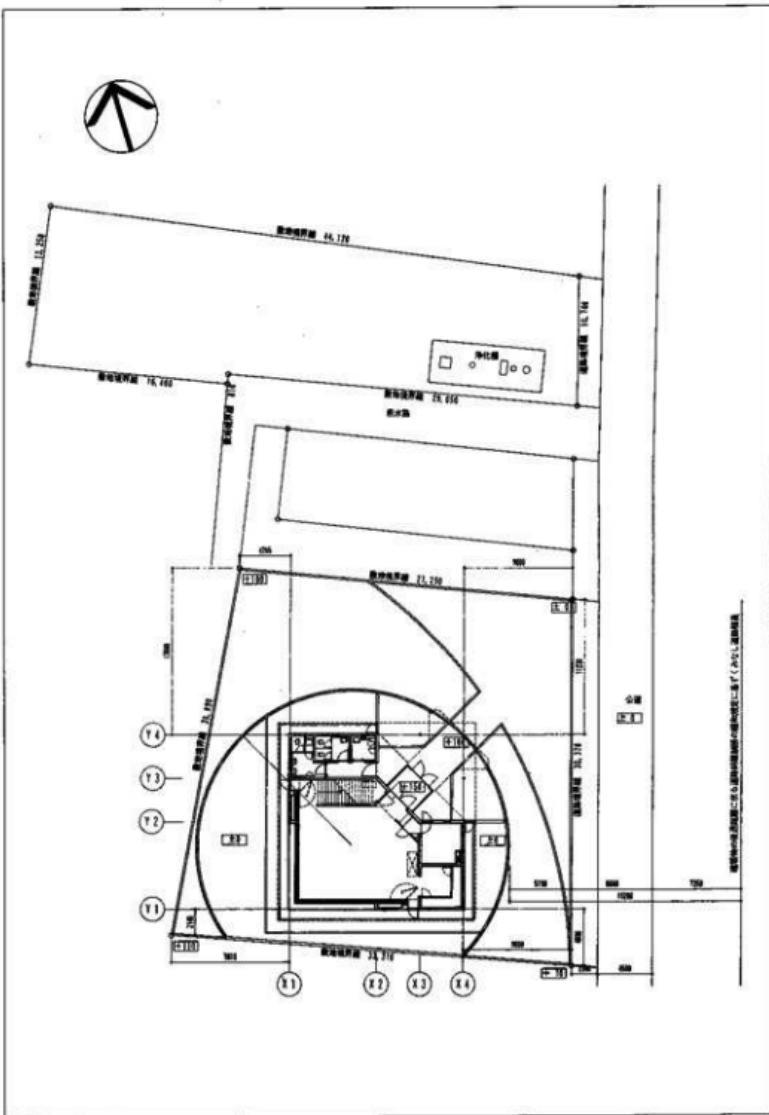
第17圖



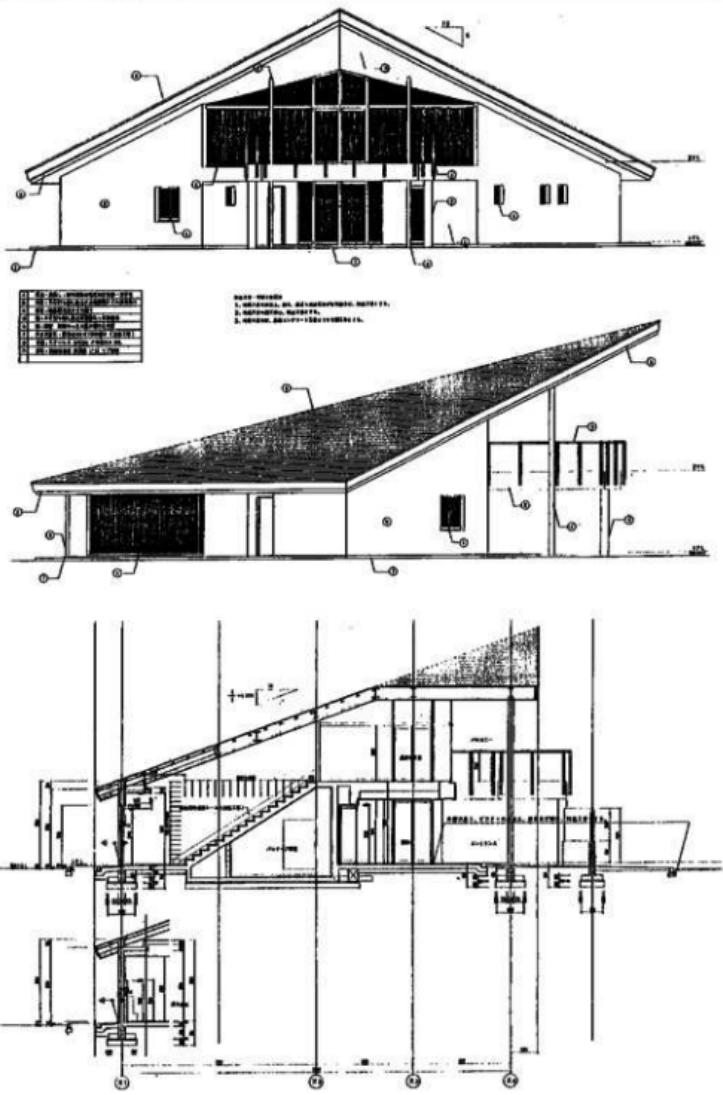
②~② 断面図



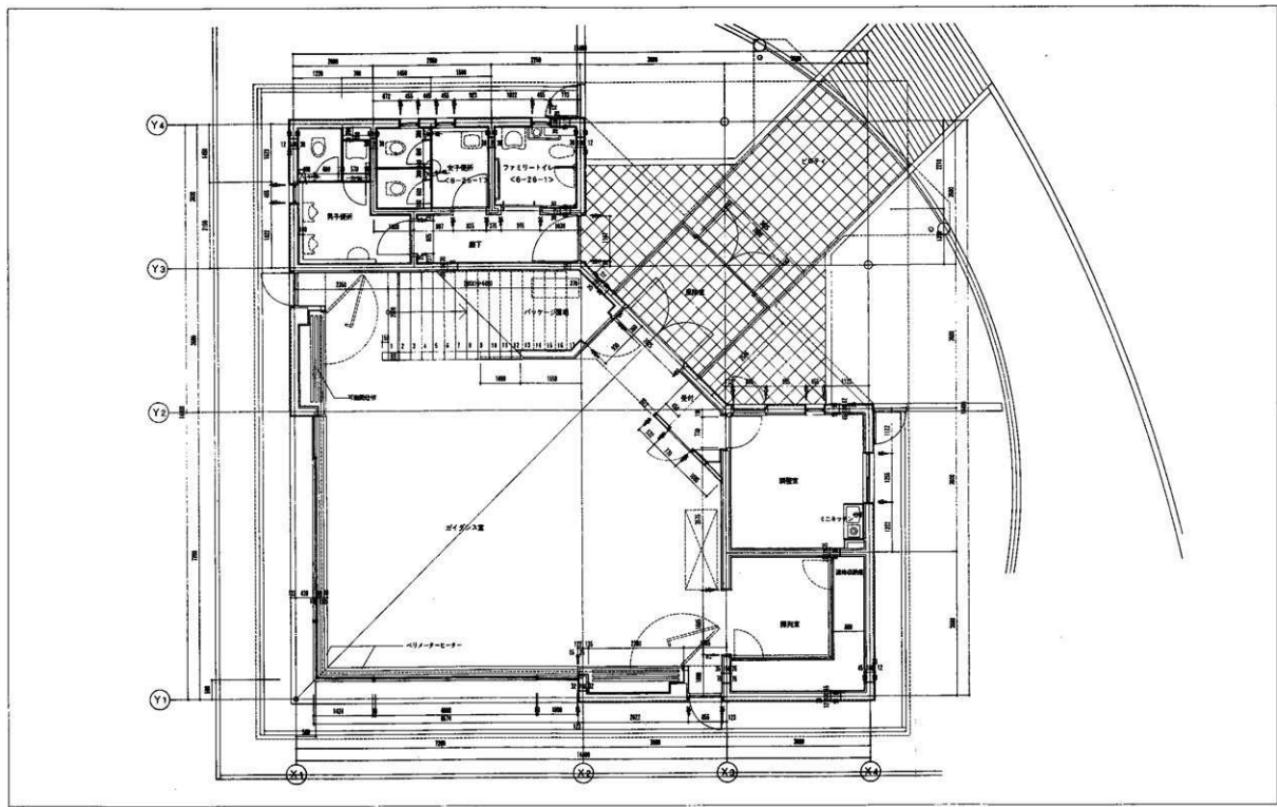
第18図



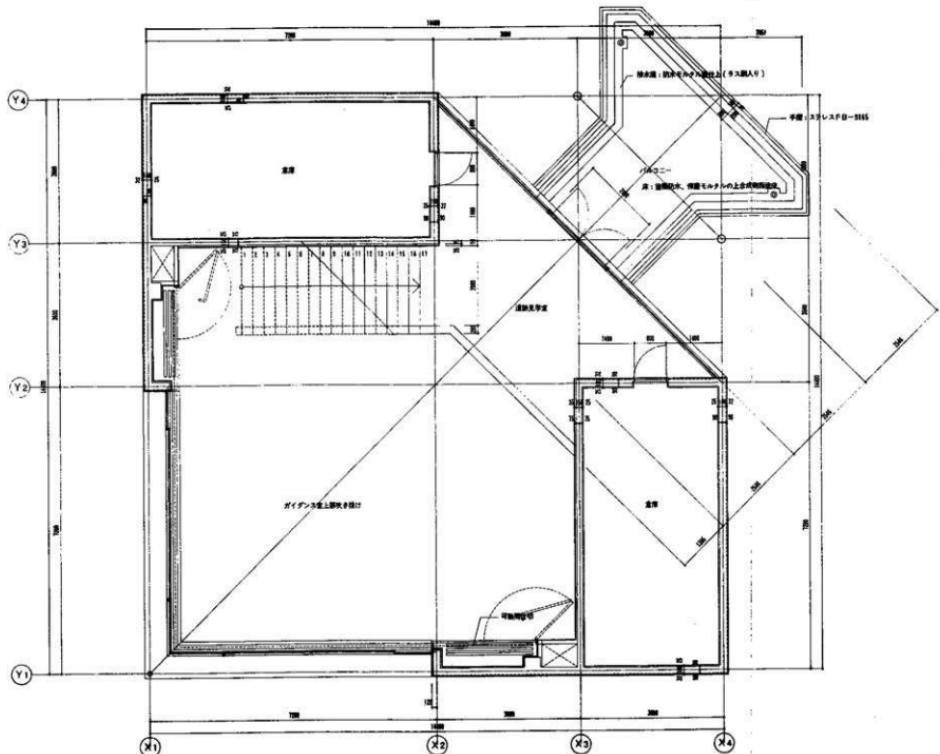
第19図 ガイダンス施設



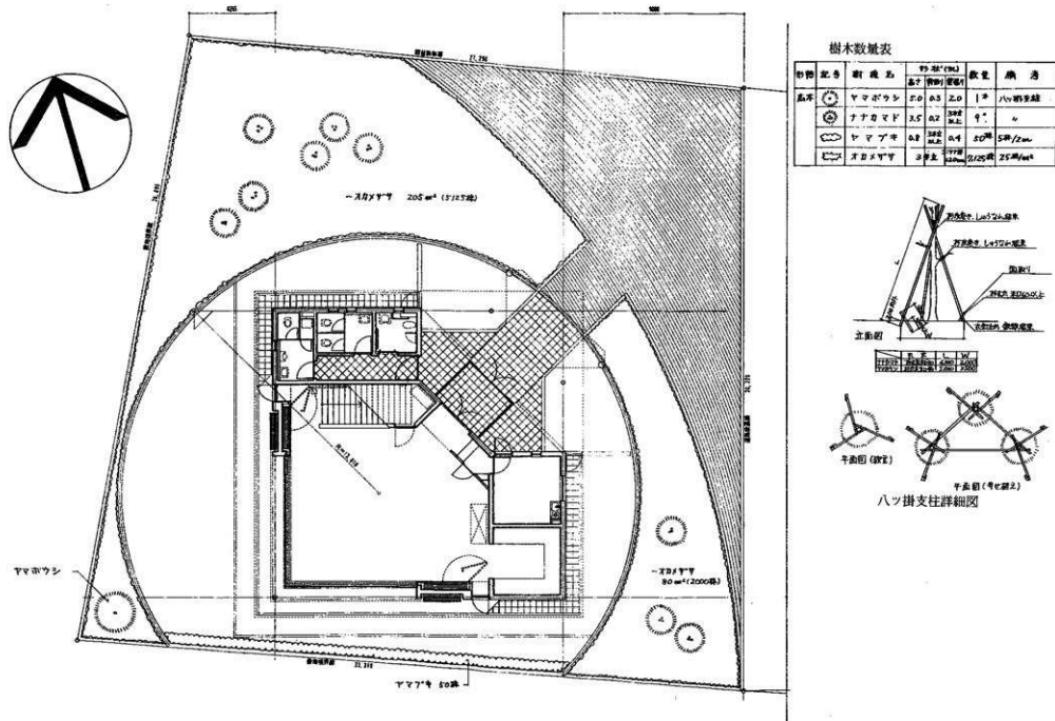
第20図



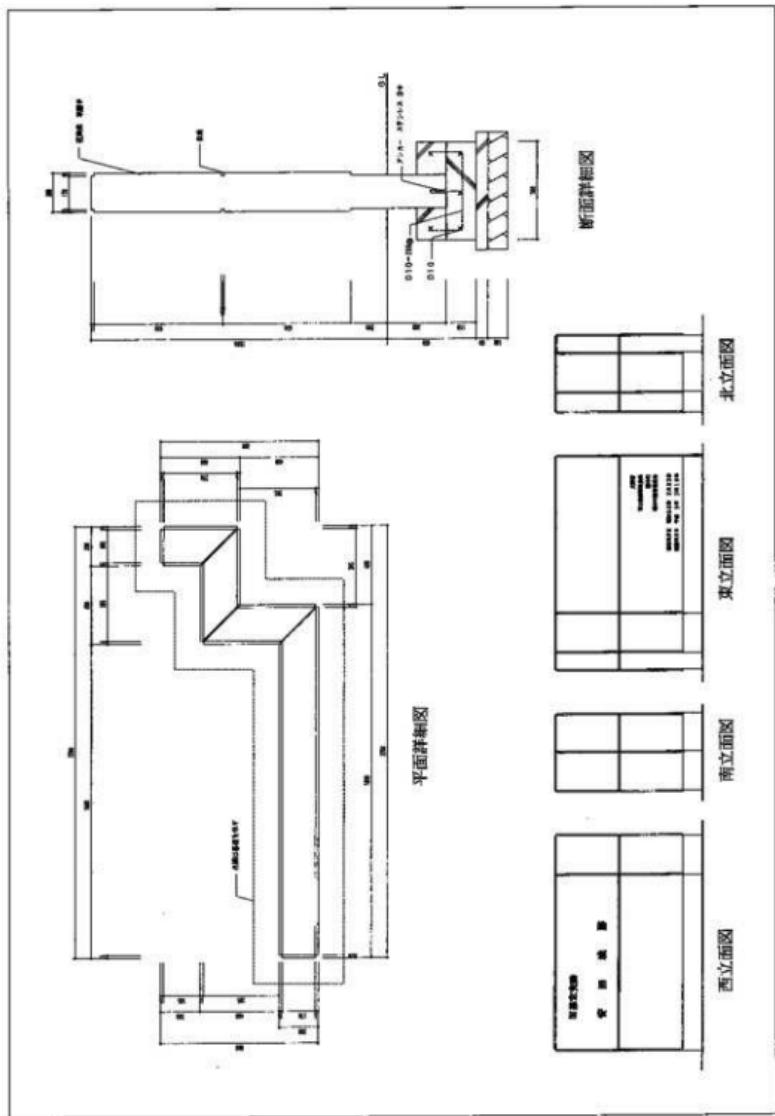
第21図 1階平面図



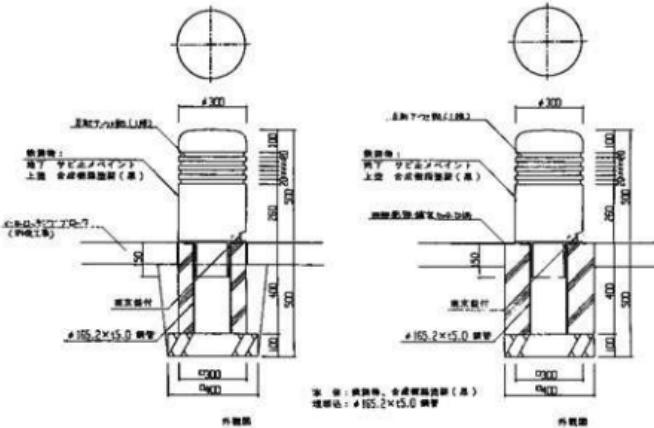
第22図 2階平面図



第23図 植栽図

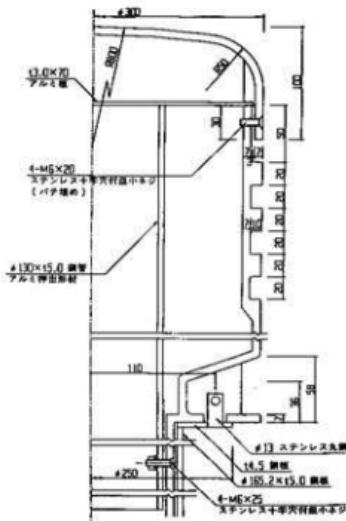


第24図 平面図、立面図、断面図



史跡安田城跡ガイダンス施設廻り

史跡安田城跡園路廻り



詳細図

第25図 車止め詳細図



F 1 整備前の史跡安田城跡・空撮（国土地理院）



F 2 整備前（南から北方向）



F 3 整備中（南から北方向）



F 4 整備前（北から南方向）



F 5 整備中（北から南方向）



F 6 整備中の本丸土壘（南側）



F 7 振底工事（路盤改良）



F 8 振底工事（締固）



F 9 塚護岸工事（松丸太打込）



F 10 塚護岸工事（松丸太打込）



F 11 暗渠排水工事（本丸）



F 12 暗渠排水工事（本丸）



F 13 階段設置（本丸北側）



F 14 吐口集水樹（堀）



F 15 張芝工事（本丸土壘天塀）



F 16 給水用圧力タンク



F 17 土橋下暗渠工事（右郭～二の丸）



F 18 木橋設置工事 (昭和 37 年 10 月)



F 19 木 橋



F 20 本丸土壘断面層



F 21 土壘断面層はぎとり



F 22 囲路工事 (二の丸入口)



F 23 囲路工事 (本丸入口)



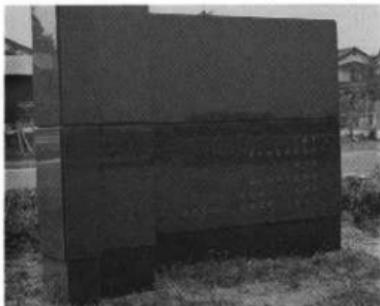
F 24 植栽工事（右郭）



F 25 植栽工事（史跡南側）



F 26 名称板（表）



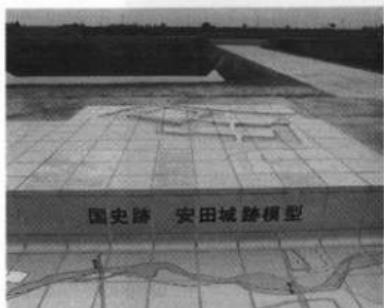
F 27 名称板（裏）



F 28 模型設置工事（素材彫刻）



F 29 模型設置工事（絵付）



F 30 模型設置工事（右郭）



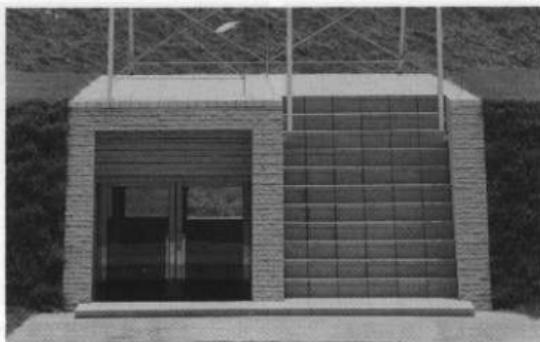
F 31 模型設置工事（右郭）



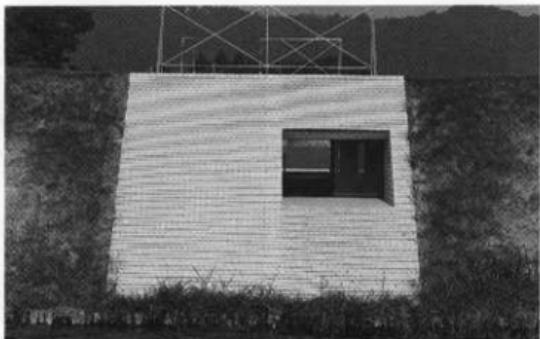
F 32 車止め（ガイダンス前）



F 33 車止め（右郭入口）



F 34 土壘展示施設（本丸内側）



F 35 土壘展示施設（本丸外側）



F 36 土壘展示施設（内部）



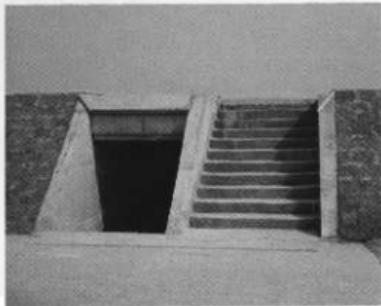
F 37 土壌展示施設着工前（本丸内側）



F 38 土壌展示施設工事（基礎）



F 39 土壌展示施設工事（内部）



F 40 土壌展示施設工事（外部）



F 41 はぎとり設置工事



F 42 はぎとり設置工事



F43 ガイダンス施設正面（資料館）



F44 ガイダンス施設南側（資料館）



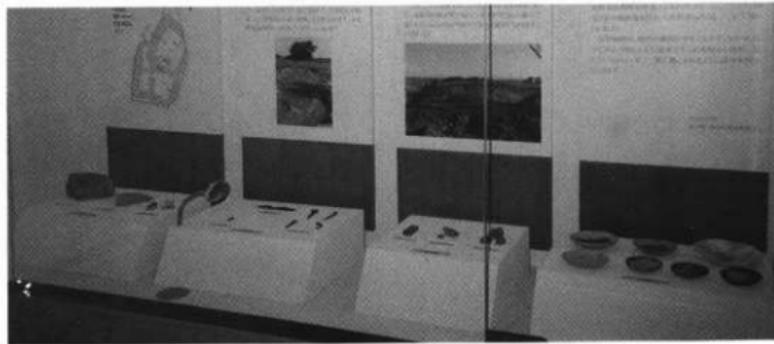
F45 ガイダンス施設内部（資料館）



F 46 展示映像機器  
(80インチ マルチプロジェクション)



F 47 展示映像探器  
(LD・VTR再成機器)



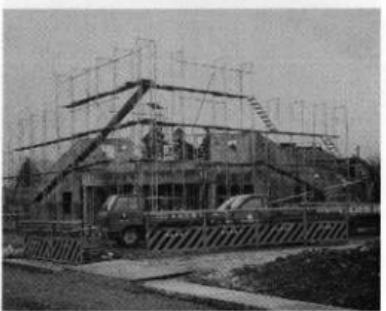
F 48 陳列室



F 49 ガイダンス施設土質調査



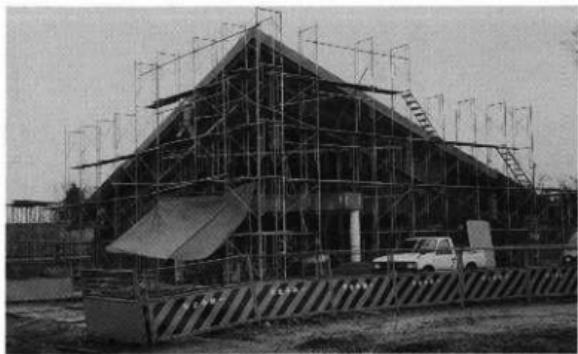
F 50 ガイダンス施設基礎工事



F 51 ガイダンス施設工事（正面）



F 52 ガイダンス施設工事（裏面）



F 53 ガイダンス施設工事（正面）



F 54 道路案内板



F 55 野外照明灯



F 56 造形水飲み施設



F 57 イベント広場



F 58 石 燈 箬 (ガイダンス施設中庭)



F 59 映像ソフト製作ロケ風景 (空撮)



F 61 映像ソフト製作ロケ風景  
(スカイロードによる撮影)



F 60 映像ソフト製作ロケ風景  
(牛岳スキー場)



F 62 映像ソフト製作ロケ風景  
(牛岳スキー場)

# 安田城跡資料館条例

(平成5年3月22日)  
(条例 第8号)

## (目 的)

第1条 史跡安田城跡の文化遺産を後世に伝承し、生涯学習の場として又学術及び文化の向上に寄与するために安田城跡資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 安田城跡資料館

位置 富山県婦負郡婦中町安田244番1

## (職 員)

第3条 資料館に管理者その他必要な職員若干名を置くことができる。

## (行為の制限)

第4条 資料館において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、婦中町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、金品の募集その他これらに類する行為
- (2) 展示品の撮影、模写等をすること。

2. 教育委員会は、資料館の運営管理に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

3. 第1項の許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、教育委員会は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 許可条件に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により許可を受けたことが判明したとき。

## (賠償責任)

第5条 入館者が展示品、施設等を滅失したときは、教育委員会が定める額を速やかに賠償しなければならない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

## (管理の委託)

第6条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、資料館の管理を委託することができる。

(そ の 他)

第7条 この条例に定めるもののほか、管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

安田城跡資料館規則 (平成5年3月22日)  
(条例 第15号)

(目 的)

第1条 この規則は、安田城跡資料館条例(平成5年条例第8号。以下「条例」という。)第7条の規定により、安田城跡資料館(以下「資料館」という。)の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 管理者は、次の各号の一に該当する行為を行う者に対し、入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- (1) 展示物及び工作物、その他の施設を損傷するおそれのある行為
- (2) 動物を伴うこと
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為
- (4) その他管理運営上支障を來す行為

(開館時間)

第3条 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は、午後4時30分までとする。

(休 館 日)

第4条 資料館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に当るときは、その翌日)
- (2) 国民の祝日の翌日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日まで

(開館時間の変更等)

第5条 教育委員会は、第3条、第4条の規定にかかわらず、必要と認めるときは、開館時間若

しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

#### (そ の 他)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この規定は、平成5年4月1日から施行する。

## 安田城跡歴史の広場条例 (平成5年3月22日) (条例 第7号)

#### (目 的)

第1条 この条例は、史跡安田城跡の文化遺産を後世に伝承し、生涯学習の場として、又は学術及び文化の向上に寄与することを目的とする。

#### (名称及び位置)

第2条 安田城跡歴史の広場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 安田城跡歴史の広場（以下「歴史の広場」という。）

位置 富山県婦負郡婦中町安田字殿町割348番1

#### (職 員)

第3条 歴史の広場の管理等の為に職員を若干名置くことができる。

#### (行為の許可)

第4条 歴史の広場において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、婦中町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのために歴史の広場の全部又は一部を独占して使用すること。

(4) 歴史の広場に車両の乗り入れをすること。

2. 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は行為の内容、その他教育委員会の指示する事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3. 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出して、その許可を受けなければならない。
4. 教育委員会は、第1項各号に掲げる行為が歴史の広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。
5. 教育委員会は、第1項又は第3項の許可に当たっては、歴史の広場の管理上必要な範囲内で条件をつけることができる。

#### (行為の禁止)

第5条 歴史の広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 歴史の広場の施設及び付属物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を探取若しくは損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所に諸車を乗り入れ、又は駐車しておくこと。
- (7) ごみその他の汚物を捨てること。
- (8) 危険のおそれのある行為をすること。
- (9) 歴史の広場をその用途以外に使用すること。
- (10) 前項各号のほか、歴史の広場の管理に支障となる行為をすること。

#### (利用の禁止又は制限)

第6条 教育委員会は、歴史の広場の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は歴史の広場に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、歴史の広場を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて歴史の広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

#### (歴史の広場の設置等の許可申請書の記載事項)

第7条 第4条の許可を受けようとする者の申請書の記載事項は、それぞれ別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

#### (監督処分)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によって許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは歴史の広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者。

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者。

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定により許可を受けた者。

2. 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 歴史の広場に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 歴史の広場の保全に著しい支障が生じたとき。

(3) 歴史の広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

#### (届出)

第9条 次の各号の一に該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 教育委員会の許可を受けた者が歴史の広場の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が歴史の広場の設置若しくは管現又は歴史の広場の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が歴史の広場を原状に回復したとき。

#### (委任)

第10条 この条例の施行につき必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第7条関係）

##### 歴史の広場管理者以外の者の歴史の広場設置許可申請書

##### 記載事項

1. 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目）
2. 設置の目的
3. 設置の期間
4. 設置の場所
5. 歴史の広場の構造
6. 歴史の広場の管理方法
7. 工事施工の方法

8. 工事の着手及び完了の期間
  9. 歴史の広場の復旧方法
  10. その他教育委員会の指示する事項
- 但し 許可を受けた事項を変更しようとする場合は、上記3号から10号に替えて変更事項及び変更理由を記載する。

#### 別表第2（第7条関係）

歴史の広場管理者以外の者の歴史の広場施設管理許可申請書

記載事項

1. 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目）
2. 管理の目的
3. 管理の期間
4. 管理の方法
5. その他教育委員会の指示する事項

但し 許可を受けた事項を変更しようとする場合は、上記2号から4号に替えて変更事項及び変更理由を記載する。

#### 別表第3（第7条関係）

歴史の広場の占用の許可申請書記載事項

1. 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目）
  2. 占用の目的
  3. 占用の期間
  4. 占用の場所
  5. 工作物件の管理方法
  6. 工事施行の方法
  7. 占用物件の管理方法
  8. 工事の着手及び完了の期間
  9. 歴史の広場の復旧方法
  10. その他教育委員会の指示する事項
- 但し 許可を受けた事項を変更しようとする場合は、上記2号から9号に替えて変更事項及び変更理由を記載する。

# 安田城跡歴史の広場使用規則（平成5年3月22日） (条例 第14号)

## （目 的）

第1条 この規則は、安田城跡歴史の広場条例（平成5年条例第7号。以下「歴史の広場」という。）第4条の規定により、歴史の広場の使用について必要なことを定めることを目的とする。

## （使用の申請）

第2条 歴史の広場の一部又は、全部を使用しようとする団体は、使用日7日前までに申請書（様式第1号）を姫中町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

## （使用の承認）

第3条 教育委員会は、前条の申請があったときは、当該申請に係る許可又は不許可を決定し、書面をもって申請者に通知しなければならない。

## （使用者の義務）

第4条 使用者は、歴史の広場条例、規則及び教育委員会が命じた職員の指示事項を遵守しなければならない。  
2. 使用者の責に帰する原因により発生した事故については、教育委員会は責任を負わない。  
3. 使用者は、焚き火等の行為をしてはならない。  
4. 使用者は、公園内で犬の訓練、その他畜類を放してはならない。  
5. 使用者は、使用が終ったとき、善意をもって清掃等を行い、次の利用に支障のないようにしなければならない。

## （委 任）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

## 附 則

### （施行期日）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

安田城跡歴史の広場使用申請書

平成 年 月 日

婦中町教育委員会

教育長

殿

申請者(団体名)

住 所

氏 名

(T E L)

印

次のとおり、歴史の広場を使用したいので申請します。

使 用 場 所						
使 用 目 的						
使 用 責 態 名						
使 用 期 間	平成	年	月	日	午前 時 分から	
					午後	
					午前 時 分から	
					午後	
参 加 人 員	參 加 人 員	人	観 覧 見 込 み 人 員	人		

割 印

安田城跡歴史の広場使用承認通知書

平成 年 月 日

殿

婦中町教育委員会

教育長

申請について、下記のとおり承認します。

使 用 目 的 及 び 人 員						
使 用 日 時	平成	年	月	日	午前 時 分から	
					午後	
					午前 時 分から	
					午後	
使 用 の 条 件	1. 使用後は、善意をもって清掃等を行い次の利用に支障のないようつとめること。					
そ の 他	1. 使用者は、焚き火等の行為をしてはならない。 2. 使用者の責に帰する原因により発生した事故については、教育長は、その責任を負いません。					

## あとがき

昭和52年、国史跡に指定された安田城跡は、3年間の整備事業を終え平成5年3月に見事に戦国時代の一端をしのぶ憩いの場として誕生しました。

安田城跡は、大規模な史跡でもなく、日本の歴史に現れるほどのものでもなく、建物の跡も明確でなく淡々とした城跡であります。

しかし、静かにもの思いにふけるとき戦国の時代の人々や馬のいななきが聞こえてくるような気がします。

この安田城跡を名実とともに歴史の広場として多くの人たちが利用し、活用されるよう願っています。

最後に、この安田城跡の調査を担当してきた田上浩幸文化財保護主事が、整備事業直前に急逝したことは誠に残念であり、心から彼の冥福を祈るのみである。

生涯学習課長

清水 隆吉

## 史跡 安田城跡

### 環境整備事業報告書

(史跡等活用特別事業「ふるさと歴史の広場」)

発 行 1993年3月

婦中町教育委員会

〒939-21

富山県婦負郡婦中町速星754番地

TEL (0764) 65-2111

編 集 婦中町教育委員会 生涯学習課

印 刷 (株)なかたに印刷

〒939-27

富山県婦負郡婦中町中名1554-23番地

TEL (0764) 65-2341

